

会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

2021 年 4 月 1 日
武田薬品工業株式会社

2021年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

大阪府中央区道修町四丁目 1 番 1 号
武田薬品工業株式会社
代表取締役 社長 CEO クリストフ ウェバー

当社は、武田薬品不動産株式会社(以下「武田薬品不動産」といいます。)との間で、当社を吸収合併存続会社、武田薬品不動産を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条各号に定める事項は以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 武田薬品不動産における会社法第 784 条の 2、第 785 条及び第 787 条の規定並びに 789 条の規定による手続の経過

- (1) 武田薬品不動産は当社の完全子会社であったため、会社法第 784 条の 2 の規定による本合併の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。
- (2) 武田薬品不動産は当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。
- (3) 武田薬品不動産は、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求に係る手続について、該当事項はありません。
- (4) 武田薬品不動産は、会社法第 789 条第 2 項及び 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 25 日付で、官報に掲載するほか、電子公告により債権者への公告を行いました。同法 789 条第 1 項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併

を実施したため、同法第 796 条の 2 の規定による本合併の差止請求に係る手続について該当事項はありません。

(2) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併を実施したため、同法第 797 条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について該当事項はありません。なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 2 月 25 日開始の電子公告により株主への公告を行ったところ、所定の期間内に株主 4 名から本合併に反対する旨の通知がありましたが、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

(3) 当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 2 月 25 日付で、官報に掲載するほか、電子公告により債権者への公告を行いましたが、同法 799 条第 1 項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が武田薬品不動産から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日において、武田薬品不動産から一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により武田薬品不動産が備え置いた書面に記載された事項（合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 1 日（予定）

7. 上記のほか本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

2021 年 2 月 25 日
武田薬品不動産株式会社

2021年2月25日

吸収合併に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
武田薬品不動産株式会社
代表取締役社長 山本康久

当社は、武田薬品工業株式会社(以下「武田薬品」といいます。)との間で、武田薬品を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項第1号)

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項)

当社は、武田薬品の完全子会社であることから、本合併において、武田薬品は、当社の株主に対して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項)

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項)

(1) 武田薬品に関する事項

(a) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(b) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 当会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における武田薬品の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)

本合併の効力発生日後の武田薬品の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日後の武田薬品の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、武田薬品の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後における武田薬品の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

[添付書類] 事業報告(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の概況

当社は、バリュー（価値観）、すなわち当社の経営の基本精神に基づき患者さんを中心に考える、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業です。当社は、革新的な医薬品のポートフォリオを有し、研究、開発、製造、および販売を主要な事業としており、グローバルに展開した事業基盤をもとに、世界各国で医療用医薬品を販売しています。

当社は、既存事業の自立的な伸長と企業買収を通じて成長してまいりました。これまで複数の企業買収を実施したことにより、疾患領域、地理的拠点、パイプラインの拡大を推進してまいりました。特に2019年1月にShire社を買収したことにより、当社の消化器系疾患およびニューロサイエンス（神経精神疾患）の領域が強化され、希少疾患と血漿分画製剤の主導的地位を獲得しました。また、研究開発エンジンのさらなる強化と相互補完的で強固かつ多様なモダリティ（創薬手法）のパイプラインの構築を実現しました。さらに、販売においては、本買収は米国におけるプレゼンスを飛躍的に向上させました。

当社は、Shire社買収の対価の現金部分の資金を調達するため、多額の負債を計上しましたが、営業活動から生じるキャッシュ・フローを用いると共にノン・コア資産の処分を進めることにより、レバレッジの低下を引き続き速やかに実現させる方針です。

(2) 当期の経営成績の概況

①当年度における業績の概要

当年度の連結業績は、以下のとおりとなりました。

	前年度 ^(注)	当年度	対前年度	
売上収益	20,972 億円	32,912 億円	11,940 億円	56.9 %
売上原価	△6,517 億円	△10,898 億円	△4,380 億円	67.2 %
販売費及び一般管理費	△7,176 億円	△9,647 億円	△2,471 億円	34.4 %
研究開発費	△3,683 億円	△4,924 億円	△1,241 億円	33.7 %
製品に係る無形資産償却費及び減損損失	△1,786 億円	△4,554 億円	△2,768 億円	155.0 %
その他の営業収益	1,599 億円	602 億円	△997 億円	△62.3 %
その他の営業費用	△1,032 億円	△2,487 億円	△1,455 億円	141.1 %
営業利益	2,377 億円	1,004 億円	△1,373 億円	△57.8 %
金融収益	168 億円	278 億円	110 億円	65.2 %
金融費用	△833 億円	△1,650 億円	△817 億円	98.1 %
持分法による投資損益	△436 億円	△240 億円	196 億円	△45.0 %
税引前当期利益(△は損失)	1,276 億円	△608 億円	△1,884 億円	△147.6 %
法人所得税費用	75 億円	1,050 億円	976 億円	—
当期利益	1,351 億円	443 億円	△908 億円	△67.2 %

(注) Shire社の買収に伴い、前年度の業績には、2019年1月8日から3月31日までの期間における同社の業績が含まれています。当年度において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前年度の財務数値を遡及修正しております。

〔売上収益〕

売上収益は、前年度から1兆1,940億円増収(+56.9%)の3兆2,912億円となりました。Shire社買収により獲得した製品の売上が年間を通じて計上された(1兆5,222億円)ことが主な要因であり、これによる増収額は1兆2,130億円となりました。

各疾患領域における売上収益の前年度からの増減は、主に以下の製品によるものです。

■ 消化器系疾患

消化器系疾患領域の売上収益は、前年度から1,586億円増収(+29.4%)の6,979億円となりました。当社のトップ製品である潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「エンティピオ」(国内製品名:「エンタイピオ」)の売上が伸長し、前年度から780億円増収(+29.0%)の3,472億円となり、売上成長を牽引しました。米国および欧州においては、潰瘍性大腸炎とクローン病に対する生物学的製剤の新規投与患者シェアがさらに拡大し、同剤の全体の市場シェアも伸長しました。また、日本においては、当第1四半期において、クローン病の効能追加を取得しました。酸関連疾患治療剤「タケキャブ」も、逆流性食道炎や低用量アスピリン投与時における胃潰瘍・十二指腸潰瘍の再発抑制等の効能を中心として、日本において新規処方拡大し、売上は145億円増収(+24.8%)の727億円となりました。また、Shire社買収により獲得した短腸症候群治療剤「GATTEX / REVESTIVE」の当年度の売上は、年間を通じて計上されたことから、491億円増収の618億円となりました。

■ 希少疾患

Shire社買収により獲得した希少疾患領域の当年度の売上収益は、年間を通じて計上されたことから、5,055億円増収の6,349億円となりました。売上収益に最も寄与した製品の売上は、希少血液疾患領域では血友病A治療剤「アドベイト」の1,579億円、遺伝性血管浮腫領域では同疾患の発作予防剤「TAKHZYRO」の683億円、希少代謝性疾患領域ではハンター症候群治療剤「エラプレース」の679億円であり、それぞれ1,258億円、585億円および528億円の増収となりました。

■ 血漿由来の免疫疾患治療

血漿由来の免疫疾患治療領域の売上収益は、主にShire社買収により獲得した製品が加わったことにより、3,007億円増収の3,942億円となりました。当売上収益は、Shire社買収前から日本で血漿分画製剤事業を展開してきた当社連結子会社である日本製薬株式会社の製品売上を含みます。免疫グロブリン製剤の売上合計は2,987億円となり、最も寄与した製品は、原発性免疫不全症(PID)と多巣性運動ニューロパチー(MMN)の治療に主に用いられ、これら疾患に対する米国における標準治療剤である静注製剤「GAMMAGARD LIQUID」でした。また、主に血液量減少症と低アルブミン血症の治療に用いられる「ALBUMIN GLASS」と「FLEXBUMIN」を含むアルブミン製剤の売上合計は672億円となり、その他の血漿由来の免疫疾患治療剤の売上合計は283億円となりました。

■ オンコロジー

オンコロジー(がん)領域の売上収益は、前年度から215億円増収(+5.4%)の4,210億円となりました。多発性骨髄腫治療剤「ニララーロ」の売上は、特に米国と中国での好調な業績が成長に寄与し、前年度から154億円増収(+24.7%)の776億円となりました。また、悪性リンパ腫治療剤「アドセトリス」の売上は、CD30陽性ホジキンリンパ腫に対する一次治療の効能追加を取得した日本において特に伸長し、98億円増収(+22.8%)の527億円となりました。非小細胞肺癌治療剤「アルンプリグ」の売上は、引き続き欧州諸国での上市があったことにより前年度から20億円増収(+39.2%)の72億円となりました。多発性骨髄腫治療剤「ベルケイド」の売上は、対前年度95億円減収(△7.5%)の1,183億円となり、うち、米国外の売上にかかるロイヤルティ収益は、対前年度127億円の大減収(△57.0%)により96億円となりました。同剤はオンコロジー領域の中でも売上が大きい製品ですが、米国では、競合品の追加参入による影響が想定を下回り、31億円増収(+2.9%)の1,088億円となりました。

■ ニューロサイエンス

ニューロサイエンス（神経精神疾患）領域の売上収益は、前年度から2,839億円増収（+183.5%）の4,385億円となりました。増収の主な要因は、2,247億円増収の2,741億円の売上となった注意欠陥／多動性障害（ADHD）治療剤「バイバンス」（国内製品名：「ビバンセ」）を含め、Shire社買収により獲得したポートフォリオが、

年間を通じて売上計上されたことによります。旧武田薬品の製品である大うつ病（MDD）治療剤「トリンテリックス」の売上は、新規患者の増加と治療期間の拡大により、前年度から131億円増収（+22.8%）の707億円となりました。両製品は、当第3四半期に日本においても上市されております。

地域別売上収益

各地域の売上収益は以下のとおりです。

売上収益：	前年度		当年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率
日本	5,710億円	27.2%	5,928億円	18.0%
米国	8,290億円	39.5%	15,959億円	48.5%
欧州およびカナダ	4,056億円	19.3%	6,455億円	19.6%
ロシア/CIS	597億円	2.8%	768億円	2.3%
中南米	881億円	4.2%	1,435億円	4.4%
アジア	1,054億円	5.0%	1,654億円	5.0%
その他	383億円	1.8%	713億円	2.2%
合計	20,972億円	100.0%	32,912億円	100.0%

〔売上原価〕

売上原価は、対前年度4,380億円増加（+67.2%）の1兆898億円となりました。この増加は、主にShire社の買収により取得した製品にかかる年間の売上原価およびShire社買収に伴い計上された棚卸資産の公正価値調整等にかかる非資金性の費用の増加1,257億円によるものです。これらの増加は、主に製品構成の改善等による旧武田薬品の製品にかかる売上原価の減少と一部相殺されております。

〔販売費及び一般管理費〕

販売費及び一般管理費は、主に買収したShire社の事業運営にかかる費用の影響により、対前年度2,471億円増加（+34.4%）の9,647億円となりました。この増加

は、グローバル経費削減イニシアチブ（注1）による削減効果、Shire社との統合によるコストシナジーのほか、前年度に発生したShire社買収関連費用238億円の影響により一部相殺されております。

（注1）消費量の削減、購買価格低減による経費削減、および組織の最適化によって売上収益比率の向上を目指す当社グループのイニシアチブ

〔研究開発費〕

研究開発費は、主にShire社買収により取得した研究開発活動にかかる費用の影響により、対前年度1,241億円増加（+33.7%）の4,924億円となりました。

〔製品に係る無形資産償却費及び減損損失〕

製品に係る無形資産償却費及び減損損失は、対前年度2,768億円増加（+155.0%）の4,554億円となりました。

た。これは主にShire社買収に伴い取得した無形資産の償却費が2,506億円増加したことによります。減損損失は347億円増加の433億円となりました。この減損損失の増加は、2019年5月の中間解析結果を受けTAK-616 AMRプログラムの開発中止を決定したことに伴い計上した減損損失156億円、およびTAK-607の治験デザイン変更に伴い計上した減損損失109億円を含む、一部の上市後製品および開発中の製品に係る減損損失を計上したことによるものです。なお、前年度は、Mersana Therapeuticsとの共同研究開発の終了に伴う減損損失72億円を含む86億円の減損損失を計上しました。

【その他の営業収益】

その他の営業収益は、対前年度997億円減少(△62.3%)の602億円となりました。この減少は、主に前年度において、当社グループの旧東京本社ビルを含む有形固定資産の売却益503億円、および不動産事業の譲渡に関連して連結子会社株式譲渡益382億円を計上したことによります。また、前年度に広東テックプール・バイオファーマCo., Ltd.の株式売却益184億円を計上したことも減少要因となりました。

【その他の営業費用】

その他の営業費用は、対前年度1,455億円増加(+141.1%)の2,487億円となりました。このうち事業構造再編費用については、対前年度981億円増加の1,810億円となりました。この増加は、主にShire社との統合が進捗していることに伴い、アイルランドの製造拠点の合理化により計上した減損損失を含むShire社買収に関連する統合費用が対前年度757億円増加し1,354億円となったことに加え、湘南ヘルスイノベーションパーク(「湘南アイパーク」)のセール・アンド・リースバック契約に伴い有形固定資産の減損損失等を計上したことによるものです。また、当年度において承認前在庫にかかる評価損を304億円計上した一方、前年度は承認取得に伴い過去の承認前在庫にかかる評価損の戻入41億円を計上したことにより、承認前在庫にかかる評価損が345億円増加しました。

【営業利益】

営業利益は、上記の要因を反映し、前年度から1,373億円減少(△57.8%)の1,004億円となりました。

【金融損益】

金融収益と金融費用をあわせた金融損益は1,372億円の損失となり、前年度から707億円の損失増加となりました。これは、主にShire社買収に伴い発行された社債及び借入金により利息費用が1,008億円増加したことによるものです。この利息費用の増加は、前年度に計上されたShire社買収のためのブリッジローン契約に伴うファシリティー・フィー161億円、および当社がワラントを保有する未上場企業の株式が上場されたことに伴い当年度計上した評価益213億円により一部相殺されております。

【持分法による投資損益】

持分法による投資損益は240億円の損失となり、前年度から196億円(△45.0%)の損失減少となりました。これは、主に武田テバ薬品株式会社(注2)において認識された減損損失の減少によるものです。

(注2) 武田テバ薬品株式会社は長期取組事業およびジェネリック医薬品事業を営んでおります。

【法人所得税費用】

法人所得税費用は、前年度△75億円に対して、当年度は△1,050億円となりました。これは主に、当年度のスイスにおける税制改正に伴い計上された非資金性の繰延税金便益△946億円の計上、繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識、および主に償却費、棚卸資産の公正価値調整、統合費用等のShire社買収に関連する費用を計上したことに伴う税引前利益の減少によるものです。これらの税金費用の減少影響は、不確実な税務ポジションによる税金負債の増加および事業構造再編にかかる税金影響と一部相殺されております。

【当期利益】

当期利益は、上記の要因を反映し、前年度から908億円減益(△67.2%)の443億円となりました。

②当年度における実質的な成長の概要

Coreと実質的な成長の定義

当社は、事業の計画策定および業績評価において、「実質的な成長」(Underlying Growth)の概念を採用しております。

「実質的な成長」は、当年度と前年度(四半期もしくは年間)の業績を共通の基準で比較するものであり、マネジメントによる業績評価に使用されています。これら共通の基準で比較される業績は、為替レートを一定として、事業等の売却影響およびその他の非定期的もしくは特別な事象に基づく影響、本業に起因しない(ノン・コア)事象による影響を控除し算定されます。当社は、この「実質的な成長」が、事業活動のパフォーマンスを表す共通の基準を提供するため、投資家に有用であると考えています。なお、本指標は、国際会計基準(IFRS)に準拠したものではありません。

当社は、「Underlying Revenue Growth」(実質的な売上収益の成長)、「Underlying Core Operating Profit Growth」(実質的なCore営業利益の成長)および「Underlying Core EPS Growth」(実質的なCore EPSの成長)を重要な財務指標としています。

実質的な売上収益は、為替レートを一定として、財務ベースの売上収益に、報告期間における非定期的な事象に基づく影響および事業等の売却影響を調整して計算します。

実質的なCore営業利益は、為替レートを一定として、Core営業利益(以下に定義)に、報告期間における事業等の売却影響を調整して計算します。

Core営業利益*は、当期利益から、法人所得税費用、持分法による投資損益、金融損益、その他の営業収益およびその他の営業費用、製品に係る無形資産償却費及び減損損失を控除して算出します。その他、企業買収に係る会計処理の影響や買収関連費用など、本業に起因しない(ノン・

コア)事象による影響を調整します。

* 2019年度より、「Core Earnings」の名称を「Core営業利益」に変更しました。なお、その定義に変更はありません。

実質的なCore EPSの算定にあたっては、為替レートを一定として、当期利益から、事業等の売却影響、およびCore営業利益の算出において控除された項目と営業利益以下の各科目のうち、重要性のある、非定期的もしくは特別な事象に基づく影響、本業に起因しない(ノン・コア)事象による影響を調整します。これらには、条件付対価に係る公正価値変動(時間的価値の変動を含む)影響などが含まれます。さらに、これらの調整項目に係る税金影響を控除した後、比較年度末の自社株式控除後の発行済株式総数で除して算定します。

実質的な業績

	当年度
実質的な売上収益の成長 ^(注1)	+1.6%
実質的なCore営業利益率	28.9%
実質的なCore EPS	395円

(注1) 当年度の実質ベースの成長率は、対前年度のpro-forma成長率。前年度 pro-formaは、前年度(2018年4月-2019年3月)の武田薬品売上収益(事業売却等を調整)と、前年度の年間平均レート(1米ドル111円)で円貨換算し米国会計基準(US GAAP)から国際会計基準(IFRS)に組み替えた(なお、重要な差異は認められなかった)2018年4月から買収完了日(2019年1月8日)までの旧Shire社売上収益(事業売却等を調整)の合計

【実質的な売上収益の成長】

実質的な売上収益の成長は、タケダの14のグローバル製品(注2)の好調な業績(+21.2%)が牽引し、対前年度+1.6%となりました。競争の激化や後発品の浸透により、一部の製品、特に希少血液疾患領域において影響を受けましたが、当社の主要な疾患領域である消化器系疾患、血漿由来の免疫疾患治療、オンコロジーおよびニューロサイエンスにおいて、それぞれ+11.5%、+9.2%、+8.4%、+10.9%の成長となりました。

(注2) タケダの14のグローバル製品
消化器系疾患：エンティビオ、GATTEX/REVESTIVE、ALOFISEL
希少疾患：NATPARA、アディノバイト/ADYNOVI、TAKHZYRO、エラプレース、VPRIV

事業報告

血漿由来の免疫疾患治療：GAMMAGARD LIQUID/KIOVIG、HYQVIA、CUVITRUJ、ALBUMIN/FLEXBUMIN
 オンコロジー：ニンラーロ、ALUNBRIG

■ 消化器系疾患

消化器系疾患領域の実質的な売上収益は、前年度から+11.5%の成長となりました。後発品のさらなる浸透により、「パントプラゾール」(△15.3%)、「ランソプラゾール」(△23.0%)、「リアルダ」(△38.9%)などの特許満了製品の売上が減少したものの、「エンティビオ」(+32.9%)と「タケキャブ」(+24.9%)が、これらの減収影響を上回る増収となりました。また、「GATTEX / REVESTIVE」は、2019年5月、米国において小児適応の効能追加を取得し、成人患者の平均治療期間が伸長したことなどにより+21.7%の増収となりました。

■ 希少疾患

希少疾患領域の実質的な売上収益は、競争圧力の高まりと米国における「NATPARA」の回収の影響により△4.9%の減収となりました。特に、希少血液疾患領域(△8.6%)では競合品による影響が顕著となり、半減期延長型製剤「アディノベイト」(+9.8%)の増収により一部相殺したものの、血友病A治療剤である「アドベイト」(△12.3%)と「ファイバ」(△15.5%)が大幅な減収となりました。希少代謝性疾患領域(△3.2%)では、副甲状腺ホルモン製剤「NATPARA」(△49.7%)のカートリッジのゴム製隔壁に関連する問題が判明したため、2019年9月、米国において同剤を回収しました。また、遺伝性血管浮腫領域(+3.4%)においては、「フィラジル」(△50.2%)が後発品の参入により、「CINRYZE」(△30.7%)が患者数の減少により減収となりましたが、米国および欧州における「TAKHZYRO」(+318.3%)の増収がこれらの影響を上回り、増収となりました。

■ 血漿由来の免疫疾患治療

血漿由来の免疫疾患治療領域の実質的な売上収益は、+9.2%の成長となりました。免疫グロブリン製剤は、静注製剤、皮下注製剤ともに伸長し+7.2%の増収となりまし

た。また、アルブミン製剤は、中国における需要の増加による好調な売上伸長や生産能力の拡大もあり、+20.3%の増収となりました。

■ オンコロジー

オンコロジー(がん)領域の実質的な売上収益は、「ニンラーロ」(+28.5%)と「アドセトリス」(+33.1%)が牽引し、前年度から+8.4%の成長となりました。また、「ALUNBRIG」も+43.1%の増収となりました。オンコロジー製品の中では、唯一、「ベルケイド」(△5.9%)が減収となりましたが、これは、欧州において2019年4月に後発品が参入したことにより、米国外の売上にかかるロイヤルティ収益が△56.3%減少したことによります。

■ ニューロサイエンス

ニューロサイエンス(神経精神疾患)領域の実質的な売上収益は、それぞれが注意欠陥／多動性障害(ADHD)と大うつ病(MDD)治療の米国における主要製品である「パイバンス」(+13.7%)および「トリンテリックス」(+25.0%)の増収により、+10.9%の成長となりました。「ADDERALL XR」は、後発品との競合の影響が増大し、△27.5%の減収となりました。

疾患領域別の実質的な売上収益の成長 ^(注3)	当年度
消化器系疾患	+11.5%
希少疾患	△4.9%
希少代謝性疾患	△3.2%
希少血液疾患	△8.6%
遺伝性血管浮腫	+3.4%
血漿由来の免疫疾患治療	+9.2%
オンコロジー	+8.4%
ニューロサイエンス	+10.9%
その他	△12.5%
合計	+1.6%

(注3) 当年度の実質ベースの成長率は、対前年度のpro-forma成長率。前年度 pro-formaは、前年度(2018年4月-2019年3月)の武田薬品売上

収益(事業売却等を調整)と、前年度の年間平均レート(1米ドル111円)で円貨換算し米国会計基準(US GAAP)から国際会計基準(IFRS)に組み替えた(なお、重要な差異は認められなかった)2018年4月から買収完了日(2019年1月8日)までの旧Shire社売上収益(事業売却等を調整)の合計

実質的な売上収益の計算において控除した主な非定期的な事象に基づく影響および事業等の売却影響は次の通りです。

- 2019年3月期に連結子会社であった広東テックプール・バイオフィーマCo.,Ltd.(「テックプール社」)およびMultilab Indústria e Comércio de Produtos Farmacêuticos Ltda.(「マルチラブ社」)を売却したため、前年度における両社の売上収益を連結の売上収益から控除しています。
- 2019年5月に売却に合意した「XIIDRA」(2019年7月に売却完了)および「TACHOSIL」の売上を、当年度および前年度の売上収益から控除しています。

[当年度の実質的なCore営業利益率]

当年度の実質的なCore営業利益率は、グローバル経費削減イニシアチブおよびShire社との統合のコストシナジーを反映し、28.9%となりました。

Shire社の統合費用や企業結合会計に伴う非資金性の費用など、当社の本業に起因しない(ノン・コア)事象による影響を控除した当年度のCore営業利益は9,622億円となりました。

[当年度の実質的なCore EPS]

当年度の実質的なCore EPSは、395円となりました。

③研究開発活動の内容および成果

当年度の研究開発費の総額は4,924億円であります。医薬品の研究開発のプロセスは、長期にわたり、多額の

費用を伴い、その期間は10年を越えることもあります。このプロセスには、新薬の有効性および安全性の評価のための複数の試験、データを審査し販売承認の可否を判断する規制当局に対する申請が含まれます。こうした精査の過程を通過し、臨床での治療に用いることができる候補物質はごく僅かです。承認取得後も、上市後の製品に対しては、メディカルアフェアーズやその他の投資を含め、継続的な研究開発活動による支援が行われます。

臨床試験は、地域のおよび国際的な規制ガイドラインを遵守し、通常5から7年もしくはそれ以上を費やして実施されるものであり、相応の費用を伴います。通常、臨床試験は医薬品規制調和国際会議(ICH)が制定したガイドラインに沿って実施されます。これに関わる規制当局は、日本では厚生労働省、米国では食品医薬品局(FDA)、欧州連合では欧州医薬品庁(EMA)です。

ヒトの臨床試験は以下の3相で実施されます(各相が一部重複することもあります)：

- ・ 臨床第1相(P-1)試験
少人数の健康な成人の志願者を被験者として、薬物の安全性、吸収、分布、代謝、排泄について評価するために実施
- ・ 臨床第2相(P-2)試験
少人数の志願患者を被験者として、安全性、有効性、用量および用法を評価するために実施
臨床第2相試験はP-2aとP-2bとの2つのサブカテゴリーに分割されることがあります。P-2a試験は通常臨床上の有効性または生物学的活性を示すためにデザインされたパイロット試験であり、P-2b試験は薬物が最少の副作用で生物学的活性を示す最適用量を探索するために行われます。
- ・ 臨床第3相(P-3)試験
大人数の志願患者を被験者として、既存の薬剤またはプラセボと比較した安全性および有効性を評価するために実施

これら3相のうち、臨床第3相にかかる開発費用が最も大きく、臨床第3相試験へ進めるか否かの決定は、医薬

品開発における重要なビジネス判断となります。臨床第3相試験を通過した候補薬物については、管轄の規制当局に新薬承認申請書（NDA）または医薬品販売承認申請（MAA）を提出し、規制当局より承認を取得した場合に上市します。NDAやMAAの作成には、膨大な量のデータの収集、検証、分析が必要であり、多額の費用が伴います。製品上市後も、保健当局により有害事象の市販後調査や、当該医薬品のリスク・ベネフィットに関する追加情報を提供するための市販後試験の実施を求められることがあります。

当社の研究開発は、サイエンスにより、患者さんの人生を根本的に変えるような非常に革新性が高い医薬品を創製することに注力しています。当社は、「革新的なバイオ医薬品」、「血漿分画製剤」および「ワクチン」の3つの分野において研究開発活動を実施しています。革新的なバイオ医薬品に対する研究開発は、当社の研究開発投資の中で最も高い比率を占めています。革新的なバイオ医薬品における重点疾患領域（オンコロジー、希少疾患、ニューロサイエンス、消化器系疾患（GI））には高いアンメットメディカルニーズが存在し、当社はベストインクラスあるいはファーストインクラスとなりうる画期的な新規候補物質を創出してまいりました。これまでの数年間、最近ではShire社の買収によってさらに強化されましたが、当社では新たな研究開発能力、さらには次世代プラットフォームに対して社内および外部との提携によるネットワークを通じて投資し、細胞療法および遺伝子治療の領域の強化を図ってまいりました。

当社の主要な自社研究開発施設には以下を含みます：

- ・ 湘南ヘルスイノベーションパーク：日本の神奈川県藤沢・鎌倉地域に位置する湘南ヘルスイノベーションパーク（「湘南アイパーク」）は、当社の湘南研究所として2011年に設立された、当社のニューロサイエンス研究の主要拠点です。2018年4月に、当社は、サイエンスのイノベーションを推進し、多様な外部パートナーとのライフサイエンスエコシステムを構築するために、湘南アイパークを開所いたしました。

2020年4月に、当社はより多様なプレーヤーを招致し、湘南アイパークのさらなる成功を目指すため、湘南アイパークの所有権を信託設定することとしました。当社は、アンカーテナントとして、信託先と20年間のリースバック契約を締結するとともに、今後も日本におけるライフサイエンス研究活性化にコミットします。

- ・ グレーターボストン地区研究開発サイト：当社のボストン研究開発ハブは米国マサチューセッツ州ケンブリッジに位置しています。本サイトは当社のグローバルなオンコロジー（がん）、消化器系疾患領域および希少疾患領域の研究開発の中心であり、加えて血漿分画製剤やワクチンなど他の疾患領域の研究開発や免疫調節および生物学的製剤の研究も支援しています。最近開設された最先端の細胞療法の製造施設を備えた、当社の細胞療法研究の拠点です。
- ・ サンディエゴ研究開発サイト：米国カリフォルニア州サンディエゴにある当社の研究開発拠点であり、消化器系疾患およびニューロサイエンス領域における研究開発を支援しています。本研究サイトは、バイオテックのような形態で研究を行う拠点であり、構造生物学および生物物理学などの社内技術を駆使し、社内外で行われる研究を促進します。

当社の2019年4月以降の主要な研究開発活動の進捗は、以下のとおりです。

研究開発パイプライン

■ オンコロジー

世界中のがん患者さんに革新的な新薬をお届けするために努力し、患者さんの生活を改善するという情熱をもって、画期的なイノベーションの探求に取り組んでいます。本疾患領域では、(1)既発売品である「ニンラール」、「アドセトリス」、「アイクルシグ」のライフサイクルマネジメントならびに多発性骨髄腫、急性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群およびその他血液がんのパイプラインへの継続的な研究開発投資を通じた、血液がんにおける基

盤的な専門性の構築、(2)既発売品である「ALUNBRIG」を含む肺がんを対象とするパイプラインのさらなる拡充、(3)社外との提携による新規のがん免疫療法標的および次世代基盤技術の追求ならびに革新的な細胞療法の探索、にフォーカスしています。

[ニンラーロ 一般名：イキサゾミブ]

2019年6月 当社は、「ニンラーロ」について、再発又は難治性の全身性(AL)アミロイドーシス患者を対象とした臨床第3相試験である「TOURMALINE-AL1試験」において、2つの主要評価項目のうち最初の結果が主要評価項目を満たさなかったことを公表しました。「ニンラーロ」および「デキサメタゾン」の併用群は、医師が選択した標準治療群と比較して、血液学的奏効率において有意な改善はみられませんでした。解析の結果より、当社は本試験を中止することを決定しましたが、副次評価項目の有望なデータについては、12月、第61回米国血液学会(American Society of Hematology: ASH)年次総会のオールセッションにおいて発表されました。

2019年11月 当社は、「ニンラーロ」について、移植歴のない初発の多発性骨髄腫患者を対象としたファーストライン維持療法に関する臨床第3相試験「TOURMALINE-MM4試験」が主要評価項目を達成したことを公表しました。無増悪生存期間が統計学的に有意に改善され、今後の医学会で試験データを発表する予定です。

2020年3月 当社は、「ニンラーロ」について、国際共同ランダム化二重盲検プラセボ対照の臨床第3相試験である「TOURMALINE-MM2試験」において、主要評価項目である無増悪生存期間(PFS)を達成しなかったことを公表しました。本試験は、幹細胞移植が適応とならない初発の多発性骨髄腫の成人患者を対象として、「ニンラーロ」を「レナリドミド」および「デキサメタゾン」に併用することにより、PFSの中央値が13.5ヵ月(プラセボ群21.8ヵ月に対しニンラーロ群35.3ヵ月、HR=0.83、 $p=0.073$)改善が認められましたが、統計的有意水準を満たしませんでした。「TOURMALINE-MM2試験」から得られた「ニンラーロ」の安全性プロファイルは、既報の添付文書と概ね同様でした。本試験結果は、今後の医学会で発表されます。

2020年3月 当社は、「ニンラーロ」について、多発性骨髄腫における自家造血幹細胞移植後の維持療法の治療薬として、厚生労働省より製造販売承認事項一部変更承認を取得したことを公表しました。今回の承認は、ランダム化プラセボ対照二重盲検多施設共同国際臨床第3相試験である「TOURMALINE-MM3試験」の結果に基づくものです。本試験では、大量化学療法および自家造血幹細胞移植に奏効した成人の多発性骨髄腫患者さんを対象に、無増悪生存期間(PFS)を主要評価項目として「ニンラーロ」の維持療法の有効性と安全性をプラセボと比較検討しました。

[ALUNBRIG 一般名：ブリグチニブ]

2019年11月 当社は、「ALUNBRIG」について、未分化リンパ腫キナーゼ(ALK)阻害薬による前治療歴のない進行性未分化リンパ腫キナーゼ遺伝子転座陽性(ALK陽性)の非小細胞肺癌(NSCLC)の成人患者に対する「ALUNBRIG」とクリゾチニブを評価した臨床第3相試験「ALTA-1L試験」の最新情報を発表しました。試験結果では、2年以上の追跡後も、「ALUNBRIG」は、全患者においても病状進行または死亡リスクを57%低下させることを示しました(HR: 0.43、95% CI: 0.31-0.61)。また、登録時の治験責任医師評価において脳転移を有すると新たに診断された患者に対して、病状進行または死亡リスクを76%低下させることが示されました(HR: 0.24、95% CI: 0.12-0.45)。これらのデータは、欧州臨床腫瘍学会(European Society for Medical Oncology: ESMO)2019アジア大会のプレジデンシャルセッションで発表されました。

2020年2月 当社は、「ALUNBRIG」について、米国食品医薬品局(FDA)が承認した検査法により診断された、未分化リンパ腫キナーゼ遺伝子転座陽性(ALK陽性)転移性非小細胞肺癌(NSCLC)患者に対するファーストライン治療薬としての適応追加申請をFDAが優先審査に指定したことを公表しました。なお、処方薬ユーザーフィー法に基づく審査終了目標日は2020年6月23日を予定しています。

2020年2月 当社は、「ブリグチニブ」について、他の未分化リンパ腫キナーゼ(ALK)チロシンキナーゼ阻害剤で

の治療に不耐容もしくは同治療後に進行が認められた ALK 融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌に対する治療薬として厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。今回の申請は、主に国内第 2 相試験の Brigatinib-2001 (J-ALTA) および海外第 2 相試験の AP26113-13-201 (ALTA) の結果に基づくものです。

2020年3月 当社は、「ALUNBRIG」について、欧州医薬品庁 (EMA) の欧州医薬品評価委員会 (CHMP) が、ALK 阻害薬による前治療歴のない成人の未分化リンパ腫キナーゼ遺伝子転座陽性 (ALK 陽性) 進行性非小細胞肺癌 (NSCLC) 患者に対する単剤療法として承認を推奨する肯定的見解を示したことを公表しました。続いて、2020年4月、欧州委員会 (EC) より同適応での適応追加の承認を取得したことを公表しました。

[アドセトリス 一般名：プレントキシマブ ベドチン]

2019年12月 当社は、「アドセトリス」について、第61回米国血液学会 (American Society of Hematology : ASH) 年次総会において、「アドセトリス」のフロントライン治療としての有用性を検討した臨床第 3 相試験である「ECHELON-1試験」と「ECHELON-2試験」についての追加解析データを発表しました。

2019年12月 当社は、日本において、「アドセトリス」について、「CD30陽性末梢性T細胞リンパ腫 (PTCL)」に対する効能および用法用量、ならびに小児の「再発または難治性のCD30陽性ホジキンリンパ腫および末梢性T細胞リンパ腫」に対する用法用量に関する製造販売承認事項一部変更承認を取得したことを公表しました。

2020年3月 当社は、「アドセトリス」について、欧州医薬品庁 (EMA) の医薬品評価委員会 (CHMP) より、前治療歴のない全身性未分化大細胞リンパ腫 (SALCL) の成人患者に対する治療として、CHP (シクロホスファミド・ドキシソルピシン・プレドニゾン) との併用療法に関する適応追加承認を推奨する旨の肯定的見解が示されたことを公表しました。今回の CHMP の肯定的見解は、未治療の SALCL 患者を含む CD30陽性末梢性T細胞リンパ腫

(PTCL) 患者において、アドセトリスと CHP の併用療法を、標準治療である CHOP 療法 (シクロホスファミド・ドキシソルピシン・ビンクリスチン・プレドニゾン) と比較評価した臨床第 3 相試験である「ECHELON-2試験」の結果に基づくものです。

[カボメティクス 一般名：カボザンチニブ]

2020年1月 当社は、「カボザンチニブ」について、がん化学療法後に増悪した切除不能な肝細胞癌に対する治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。今回の申請は、主に、プラセボ群と比較して「カボザンチニブ」の有効性が統計的に有意な結果を示し、かつ安全性プロファイルについても確認された二次治療以降の進行肝細胞癌患者を対象とした海外臨床第 3 相ランダム化二重盲検 プラセボ対照試験である「XL184-309試験」、ならびに日本人における有効性および安全性を検討した国内臨床第 2 相試験である「Cabozantinib-2003試験」の結果に基づくものです。

2020年3月 当社は、「カボメティクス」について、切除不能又は転移性の腎細胞癌に対する治療薬として、厚生労働省より製造販売承認を取得したことを公表しました。今回の承認は、血管内皮細胞増殖因子受容体チロシンキナーゼ阻害剤 (VEGFR-TKI) による治療後に増悪した、根治切除不能または転移性の淡明細胞型腎細胞癌患者さんを対象とした国際臨床第 3 相試験の「METEOR試験」、化学療法歴のない、根治切除不能または転移性の淡明細胞型腎細胞癌患者さんを対象とした海外臨床第 2 相試験の「CABOSUN試験」、および VEGFR-TKI による治療後に増悪した日本人進行腎細胞癌患者さん 35 名を対象に有効性と安全性を検討した国内臨床第 2 相試験である「Cabozantinib-2001試験」の結果に基づくものです。

2020年4月 当社は、「カボメティクス」と小野薬品工業株式会社のヒト型抗ヒト PD-1 (programmed cell death-1) モノクローナル抗体、「オブジーボ」(一般名：ニボルマブ) について、未治療の進行性又は転移性の腎細胞癌を対象に両剤剤の併用療法を評価した多施設国際共同無作為化非盲検第 III 相試験である「CheckMate-9ER試験」のトップライン結果が得られたことを公表し

ました。本試験において、オプジーボとカボザンチニブの併用療法は、スニチニブと比較して、最終解析で主要評価項目である無増悪生存期間 (PFS) を、あらかじめ計画されていた中間解析で副次評価項目である全生存期間 (OS)、および奏効率 (ORR) を改善しました。

[一般名：ニラパリブ]

2019年11月 当社は、「ニラパリブ」について、卵巣がんに対する治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。本申請は、海外臨床第3相試験である「NOVA試験」、海外臨床第2相試験である「QUADRA試験」、ならびに日本人卵巣がん患者に対し安全性を検討した国内臨床第2相試験の「Niraparib-2001試験」、日本人卵巣がん患者に対し有効性および安全性を検討した国内臨床第2相試験の「Niraparib-2002試験」の結果に基づくものです。

[開発コード：TAK-788 一般名：mabocertinib]

2019年6月 当社は、「TAK-788」について、2019年米国臨床腫瘍学会 (American Society of Clinical Oncology: ASCO) 年次総会のオールセッションにおいて、新たなデータを発表しました。非盲検、多施設共同臨床第1/2相試験により、EGFR エクソン20挿入遺伝子変異を有する局所進行性あるいは転移性の非小細胞肺癌患者において、「TAK-788」の無増悪生存期間 (PFS) の中央値が7.3ヵ月、客観的奏効率 (ORR) が43%という結果が示されました。

2020年4月 当社は、プラチナ製剤をベースとした化学療法を実施中あるいは実施後に病勢が進行した上皮増殖因子受容体 (EGFR) エクソン20挿入変異を伴う転移性非小細胞肺癌 (NSCLC) 患者に対する治療薬「mabocertinib (一般名、開発コード：TAK-788)」を米国食品医薬品局 (FDA) がBreakthrough Therapyに指定したことを公表しました。

[開発コード：TAK-007]

2019年11月 当社と The University of Texas MD Anderson Cancer Center は、臨床段階にある、既成の

CAR-NK 細胞療法製品「TAK-007」の開発を共同で加速することを公表しました。現在実施中の「TAK-007」の臨床第1/2a相試験から、2021年には主要臨床試験への患者登録を予定しています。「TAK-007」は外来患者に投与可能な初めてのCAR細胞療法となる可能性があります。

[開発コード：TAK-605]

2019年12月 当社と Turnstone Biologics (「Turnstone社」) は、Turnstone社が有する独自のワクシニアウイルスプラットフォームを用いて幅広い種類のがんを対象とした複数の製品を開発するための戦略的共同開発契約を締結したことを発表しました。同社のリードプログラムである「TAK-605」(TBio-6517, RIVAL-01) は、Flt3リガンド、抗CTLA-4抗体およびIL-12サイトカインに対する導入遺伝子をコードするワクシニアウイルスバックボーンから構成されています。

■ 希少疾患

当社は、次の3治療分野に注力しています。(1) これまでの治療パラダイムを変え得る、最近上市された「TAKHZYRO」を含む希少免疫疾患 (例：遺伝性血管性浮腫)、(2) 幅広いポートフォリオを有する希少血液疾患、(3) 希少代謝性疾患 (ファブリー病、ハンター症候群、ならびにゴーシェ病治療薬への注力)。

[TAKHZYRO 一般名：lanadelumab-flyo]

2019年6月 当社は、「TAKHZYRO」の効果発現を評価する臨床第3相試験である「HELP試験」における投与0~69日データについて追加解析を行い、新たなデータを欧州アレルギー・臨床免疫学会 (European Academy of Allergy and Clinical Immunology: EAACI) にて発表しました。追加解析により「TAKHZYRO」が、プラセボ群と比較して月間平均発作発現率を80.1%減少させ、初期治療期間中において遺伝性血管性浮腫 (HAE) の発症を防ぎ始めることが示唆されました。

2019年11月 当社は、12歳以上の遺伝性血管性浮腫 (HAE) 患者を対象に実施中の臨床第3相「HELP試験」

(長期予防試験)の非盲検延長(OLE)試験より、「TAKHZYRO」注射剤の長期安全性および有効性を示す新たなデータを発表しました。2019年米国アレルギー喘息免疫学会(American College of Allergy, Asthma and Immunology: ACAAI)年次総会において発表された解析結果では、「TAKHZYRO」が継続的にHAE発作を予防しており、多くの被験者が平均19.7ヵ月(0 - 26.1ヵ月)の投与延長期間においても、ピボタル「HELP試験」でみられた予防頻度と同様の割合で発作が発現しなかったことを示されました。解析結果は、ACAAIの学会誌である「Annals of Allergy, Asthma & Immunology」の11月号に掲載されました。

[アディノベイト 一般名: ルリオクトコグ アルファペゴル(遺伝子組換え)]

2019年7月 当社は、第27回国際血栓止血学会(International Society on Thrombosis and Haemostasis Congress: ISTH)年次総会において、「アディノベイト」の臨床第3b/4相試験である「PROPEL試験」の新たな成績を発表しました。「PROPEL試験」は重症血友病A患者を対象とし、2つの異なる第Ⅷ因子トランプ値をターゲットとして、薬物動態(PK)に基づく定期補充療法後に「アディノベイト」の安全性および有効性を比較する前向き無作為化多施設共同試験です。

[ボンベンディ 一般名: ボニコグ アルファ(遺伝子組換え)]

2020年3月 当社は、ヒトフォン・ヴィレブランド因子(VWF)製剤「ボンベンディ」について、厚生労働省より製造販売承認を取得したことを公表しました。フォン・ヴィレブランド病は、止血に重要な役割を果たす凝固タンパク質であるフォン・ヴィレブランド因子の消失あるいは欠損に起因する遺伝性疾患です。フォン・ヴィレブランド因子の補充療法は、最も効果的な治療法です。

[開発コード: TAK-620 一般名: maribavir]

2019年9月 当社は、経口投与可能な抗ウイルス性化合物である「TAK-620」の臨床第2相試験結果がThe New England Journal of Medicineに掲載されたことを公表しました。当試験は、造血幹細胞移植または固形

臓器移植後のサイトメガロウイルス(CMV)感染患者を対象とし、無作為化、非盲検で12週間実施されました。CMVはベータヘルペスウイルスであり、臓器または幹細胞の移植者を含む免疫力が低下した患者では、死亡する可能性のある臨床的に対処が難しい合併症を引き起こします。

■ ニューロサイエンス

当社は、治療法が確立していない神経疾患を患っている患者さんに革新的な医薬品を提供することを目指しています。当社は、社内の専門知識やパートナーとの提携をいかして、アルツハイマー病、パーキンソン病といった神経疾患やナルコレプシーや他の睡眠障害、ハンチントン病といった希少中枢疾患に対するパイプラインを構築します。

[トリンテリックス 一般名: ボルチオキセチン]

2019年7月 当社は、第16回日本うつ病学会総会において大うつ病性障害治療薬「ボルチオキセチン」について、国内第3相無作為化プラセボ対照二重盲検並行群間比較試験の結果を公表しました。本試験では、日本の成人再発うつ病患者さんを「ボルチオキセチン」10mg群、20mg群、プラセボ群のいずれかに無作為に割り付け、1日1回投与で有効性・安全性を評価しました。主要評価項目は、投与8週時におけるMontgomery-Åsberg Depression Rating Scale (MADRS)合計スコアのベースラインからの変化量で、プラセボ群との群間差が「ボルチオキセチン」10mg、20mg群でそれぞれ-2.66、-3.07であり、プラセボ群に対して統計学的に有意な低下が認められました(P値 0.0080, 0.0023)。

2019年9月 当社は、「トリンテリックス」について、厚生労働省よりうつ病・うつ状態に対する治療薬として、製造販売承認を取得したことを公表しました。

[インチュニブ 一般名: グアンファシン塩酸塩]

2019年6月 当社は、塩野義製薬が製造販売承認を有し、塩野義製薬と当社が情報提供を行っている注意欠陥/多動性障害治療剤「インチュニブ」について、厚生労働省より成人患者(18歳以上)に対する適応追加による一部変更が承認されたことを公表しました。

[BUCCOLAM 一般名：ミダゾラム]

2020年2月 当社は、ミダゾラム（口腔用液）について、てんかん重積状態の治療剤として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。今回の申請は、けいれん性てんかん重積状態を発症した18歳未満の患者さんに対して本剤を頬粘膜投与した2つの国内第3相多施設共同介入無作為化非盲検試験の結果などに基づくものです。これらの介入試験において、本剤の有効性が認められ、安全性に大きな問題はありませんでした。

[開発コード：TAK-925]

2019年9月 当社は、開発中のオレキシン2受容体選択的作動薬である「TAK-925」のナルコレプシータイプ1に対する臨床第1相POC（コンセプト実証）試験ならびに断眠した健康成人を対象とする臨床試験の結果データを発表しました。これらの試験において、「TAK-925」の9時間単回静脈内投与時の安全性、忍容性、薬物動態、薬力学的作用が検討され、いずれの試験においても「TAK-925」はすべての用量において良好な忍容性を示しました。これらの試験結果は、2019年世界睡眠学会（World Sleep Congress）にて発表されました。

■ 消化器系疾患

消化器系疾患・肝疾患の患者さんに革新的で人生を変えうる治療法をお届けすることにフォーカスしています。

「エンティビオ」および「アロフィセル」といった炎症性腸疾患におけるフランチャイズのポテンシャルを最大化するとともに、「ガテックス」のスペシャリティ消化器系疾患領域におけるポジショニングを拡大させ、社外との提携を通じて消化管運動関連疾患、セリアック病、肝疾患およびマイクロバイーム（腸内細菌）における機会を探し、パイプラインの構築を進めています。

[エンティビオ/エンティビオ 一般名：ベドリズマブ]

2019年5月 当社は、成人の中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者に対する維持療法として「ベドリズマブ」の皮下注射製剤の生物学的製剤承認申請を米国食品医薬品局（FDA）に提出し、受理されたことを公表しました。当社は、「ベドリズマブ」の皮下投与において、プレフ

ィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両剤型を申請しています。

2019年5月 当社は、「エンティビオ」について、中等症から重症の活動期のクローン病の治療及び維持療法の治療薬として、厚生労働省より製造販売承認事項一部変更の承認を取得したことを公表しました。

2019年5月 当社は潰瘍性大腸炎を対象とした2つの生物学的製剤を初めて直接比較し、「ベドリズマブ」が「アダリムマブ」に対し52週時点で有意に高い臨床的寛解（注1）を達成した VARSITY 試験から得た新たな探索的データを米国消化器病週間（Digestive Disease Week：DDW）2019において発表しました。

（注1）主要評価項目である臨床的寛解は、完全 Mayo スコア（潰瘍性大腸炎の疾患活動性を評価するための指標）が2ポイント以下、かつ全てのサブスコアが1ポイント以下と定義

2019年8月 当社は、「ベドリズマブ」の皮下投与製剤について、中等症から重症の活動期の潰瘍性大腸炎に対する維持療法の治療薬として、厚生労働省に製造販売承認申請を行ったことを公表しました。当社は、「ベドリズマブ」の皮下投与において、プレフィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両剤型を申請しています。

2019年9月 当社は、「ベドリズマブ」が、中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者を対象に、「アダリムマブ」と直接比較した VARSITY 試験において、主要評価項目である治療期52週時点での臨床的寛解（注1）について「ベドリズマブ」が有意に優れる結果を示したデータが、The New England Journal of Medicine に掲載されたことを公表しました。

（注1）主要評価項目である臨床的寛解は、完全 Mayo スコア（潰瘍性大腸炎の疾患活動性を評価するための指標）が2ポイント以下、かつ全てのサブスコアが1ポイント以下と定義

2019年10月 当社は、診療記録を用いたレトロスペクティブ研究である「EVOLVE 試験」の結果を発表しました。本研究は、過去に生物学的製剤の投与経験のない中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者またはクローン病患者を対象に、「ベドリズマブ」および抗 TNF α 抗体製剤による重篤な有害事象および重篤な感染症の発現の可能性を、実臨床の場において調査したものです。これら

のデータは、欧州消化器病週間 (United European Gastroenterology Week : UEGW) 2019のオーラルセッションにおいて発表されました。

2019年12月 当社は、米国において、成人の中等症から重症の潰瘍性大腸炎における維持療法としての「ベドリズマブ」の皮下注射製剤の生物学的製剤承認申請に関し、米国食品医薬品局 (FDA) から審査完了報告通知を受領したことを公表しました。本報告通知において、FDAからは、生物学的製剤承認申請に用いられた主試験から得られた臨床データおよびその結論とは関連のない質問が提起されています。

2020年2月 当社は、中等症から重症の活動期クローン病成人患者に対して、「ベドリズマブ」の皮下注射製剤による維持療法を実施した第3相「VISIBLE 2試験」における有効性および安全性の評価結果を発表しました。本試験は、治療開始時点 (0週) および2週時点に非盲検下にてベドリズマブの点滴静注製剤による静脈内投与を2回行う導入療法を実施後、6週時点で臨床的改善 (注1) が得られた患者に対して実施されました。本試験の結果、52週時点で臨床的寛解 (注2) が得られた患者の割合は、ベドリズマブ皮下投与群でプラセボ投与群と比較して有意に高く (48.0% [n=132/275] 対 34.3% [n=46/134]、 $p=0.008$)、本試験の主要評価目的を達成したことが示されました。本成績は、第15回欧州クローン病・大腸炎会議 (Congress of European Crohns and Colitis Organisation : ECCO) のオーラルプレゼンテーションにて発表されました。

(注1) 臨床的改善：クローン病活動指数 (CDAI : Crohn's Disease Activity Index) のスコアがベースライン (0週) から70ポイント以上の減少と定義。

(注2) 主要評価項目：臨床的寛解は、CDAIのスコアが52週時点で150以下と定義

2020年2月 当社は、欧州医薬品庁 (EMA) の欧州医薬品評価委員会 (CHMP) が、中等症から重症の活動性潰瘍性大腸炎 (UC) またはクローン病 (CD) の成人患者を対象とした維持療法に対して、消化管選択的生物学的製剤である「ベドリズマブ」の皮下注射製剤 (SC) の承認を推奨したことを公表しました。当社は、「ベドリズマブ」の

皮下投与において、プレフィルドシリンジ製剤およびペン製剤の両剤型を申請しています。

2020年3月 当社は、「ENTYVIO」について、中国国家薬品监督管理局 (NMPA) より承認されたことを公表しました。本剤は、標準療法又はTNF- α 阻害薬による治療のいずれかに対し効果不十分、効果消失がみられた、もしくは不耐性である中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎およびクローン病成人患者に対する治療薬として承認されました。「ENTYVIO」は、NMPAによる迅速承認のための「緊急に必要な」海外医薬品の、2018年の初回 (first batch) のリストに含まれていました。

2020年4月 当社は、「ENTYVIO」の自己注射製剤について、カナダにおいて、既存療法またはTNF- α アンタゴニスト infliximab に対して、効果不十分、効果消失、または不耐性であった、18歳以上の中等症から重症の活動期潰瘍性大腸炎患者の在宅での維持療法として承認されたことを公表しました。本承認は、中等症から重症の、活動期潰瘍性大腸炎の成人患者を対象とする、「ENTYVIO」皮下注射製剤の維持療法の有効性および安全性を評価した無作為化二重盲検プラセボ対照試験である「VISIBLE 1試験」に基づくものです。

【ガテックス 一般名：teduglutide】

2019年5月 当社は、「ガテックス」について、追加の栄養もしくは液体の静脈投与 (非経口栄養補給) が必要な短腸症候群の1歳以上の小児患者への投与が米国食品医薬品局 (FDA) より追加で承認されたことを公表しました。

【キャブピリン：ボノプラザンと低用量アスピリンの配合剤】

2020年3月 当社は、「ボノプラザン」と低用量アスピリンの配合剤である「キャブピリン配合錠」について、厚生労働省より製造販売承認を取得したことを公表しました。

■ 血漿分画製剤

当社は、血漿分画製剤 (PDT) に特化したPDTビジネスユニットを設立し、血漿の収集から製造および商用化ま

で、エンド・ツー・エンドのビジネスを運営しています。本疾患領域では製品のライフサイクル全体にわたってイノベーションを推進することにより、希少および複雑な疾患に対する血漿分画製剤による治療の価値を最大化させます。新たに形成された血漿分画製剤に関する研究開発組織は、新たな治療ターゲットの特定、および、現有する製品の製造効率の最適化という役割を担います。PDTビジネスユニットでは、様々な希少疾患や、生命を脅かす、慢性および遺伝性疾患の患者さんに有効な治療を行う上で不可欠な治療薬を開発することに焦点を絞ります。

【開発コード：CoVig-19 (旧 TAK-888) / 一般名：抗SARS-CoV-2ポリクローナル高度免疫グロブリン製剤】

2020年3月 当社は、米国議会において、当社が新型コロナウイルスに感染されたハイリスク患者さんに対する治療薬として抗SARS-CoV-2ポリクローナル高免疫グロブリン(H-Ig)の開発を開始すること、および、当社の上市済みの製品およびパイプラインの中で感染者に対する有効な治療薬となり得るものを調査していることについて情報共有しました。SARS-CoV-2は、COVID-19の原因となるウイルスです。高免疫グロブリンは、これまでに重症急性ウイルス性呼吸器感染症の治療薬として有効であることが示されている血漿分画製剤であり、COVID-19の治療選択肢となる可能性があります。

2020年4月 当社とCSL Behring社は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の治療薬となり得る血漿分画製剤の開発に関する提携契約、「CoVig-19 Plasma Alliance」を締結し、本提携にBiotest、BPL、LFB、Octapharmaの各社が参画したことを公表しました。本提携を通じ、COVID-19による重篤な合併症を有する患者さんの治療薬となり得るノーブランドの製品として、抗SARS-CoV-2ポリクローナル高度免疫グロブリン製剤の臨床開発に直ちに着手します。

■ ワクチン

ワクチンでは、イノベーションを活用し、デング熱、ジカウイルス感染、ノロウイルス感染など、世界で最も困難な感染症に取り組んでいます。当社パイプラインの拡

充およびプログラムの開発に対する支援を得るために、政府機関(日本、米国、シンガポール)や主要な世界的機関とのパートナーシップを締結しています。これらのパートナーシップは、当社のプログラムを実行し、それらのポテンシャルを最大限に引き出すための重要な能力を構築するために必要不可欠です。

【開発コード：TAK-003】

2019年11月 当社は、「TAK-003」について、現在進行中のグローバル臨床第3相試験である「TIDES試験」(Tetravalent Immunization against Dengue Efficacy Study)の主要評価項目の解析結果が、The New England Journal of Medicineに掲載されたことを公表しました。「TAK-003」は、4歳から16歳の小児・若年層において、デングウイルスの感染歴に関係なく、主要評価項目であるウイルス学的に確認されたデング熱感染(VCD)に対する予防効果を示しました。「TAK-003」の初回接種3か月後に2回目を接種した後、12か月の追跡期間におけるワクチン有効率(VE)は80.2%(95%信頼区間：73.3%~85.3%、 $p<0.001$)でした。また、あらかじめ設定されていた副次評価項目の探索的解析では、デングウイルス感染歴のある被験者および感染歴のない被験者において同様の予防効果が示されました(それぞれVE：82.2%(95%信頼区間：74.5%~87.6%)、VE：74.9%(95%信頼区間：57.0%~85.4%))。

2019年11月 当社は、「TAK-003」について、「TIDES試験」の最新結果を、米国熱帯医学会(American Society of Tropical Medicine and Hygiene：ASTMH)第68回年次学術集会にて発表しました。「TAK-003」の初回接種3か月後に2回目を接種した後、18か月の追跡期間で得られたデータには、ワクチン有効率(VE)に関する最新情報と、デングウイルスの血清型別、ワクチン接種前の血清反応(デングウイルス感染歴の有無)別および重症度別の有効性に関する副次評価項目の解析結果が含まれています。「TIDES試験」では解析に十分な発症例数を収集し、全ての副次評価項目を満たしました。18か月間追跡におけるパート2のVEおよび安全性に関する結果

は、12ヵ月間追跡における主要評価項目の解析で報告されたデータと一貫性のある結果を示しました〔接種2回目以後18ヵ月間追跡におけるVE：73.3%（95%信頼区間：66.5%～78.8%）、接種2回目以後12ヵ月間追跡における主要評価項目解析時のVE：80.2%（95%信頼区間：73.3%～85.3%）、 $p < 0.001$ 〕。

2020年3月 当社は、「TAK-003」に関する2つの論文がLancetに掲載されたことを公表しました。これらの論文は、現在進行中の臨床第3相試験である「TIDES試験」の18ヵ月時点の解析結果および臨床第2相試験である「DEN-204試験」の最終的な48ヵ月の解析結果についての報告であり、既報における「TAK-003」の安全性、免疫原性および有効性データと一貫性のあるものでした。

将来に向けた研究プラットフォームの構築／研究開発における提携の強化

自社の研究開発機能向上への注力に加え、社外パートナーとの提携も、当社研究開発パイプライン強化のための戦略における重要な要素の一つです。社外提携の拡充と多様化に向けた戦略により、様々な新製品の研究に参画し、当社が大きな研究関連のブレイクスルーを達成する可能性を高めます。

2019年7月 当社と京都大学iPS細胞研究所（「CiRA」(サイラ)）は、新規iPS細胞由来キメラ抗原受容体（CAR）1遺伝子改変T細胞療法（iCART）に関する研究成果が、両社の共同研究プログラムであるT-CiRAから当社に継承されたことを公表しました。本プログラムの臨床試験に向けたプロセス開発が開始されています。

2019年10月 当社とCOUR Pharmaceuticals Development Company, Inc.（「COUR社」）は当社がCOUR社からグリアジンタンパク質含有のImmune Modifying Nanoparticleである「CNP-101/TAK-101」の全世界での独占的な開発および製品化の権利を獲得したことを公表しました。COUR社の抗原特異的な免疫寛容技術を用いた「TAK-101」は、グルテン摂取により小腸の炎症・傷害を引き起こす重篤な自己免疫疾患であるセ

リアック病の異常免疫反応に対するファーストインクラスとなる可能性のある治療薬です。セリアック病患者34名を対象とし、「TAK-101」の有効性および安全性を示す可能性のあるマーカーを検討した、無作為化、二重盲検、プラセボ対照試験である臨床試験の結果は、欧州消化器病週間（United European Gastroenterology Week：UEGW）2019のLate-breaking Abstractとして発表されました。良好にコントロールされ、生検によりセリアック病と診断された患者が本試験に登録され、その後、患者はグルテンチャレンジを実施しました。本試験の結果を受け、当社は「TAK-101」の独占的な全世界のライセンスを獲得するオプション権を行使しました。

2019年11月 当社とThe University of Texas MD Anderson Cancer Center（「MD Anderson」）は、B細胞性悪性腫瘍やその他のがんをターゲットとしたIL-15分泌促進型キメラ抗原受容体を発現した臍帯血由来NK（CAR NK）細胞療法に関し、独占的ライセンス契約ならびに共同研究開発契約を締結したことを公表しました。本契約に基づき、当社はMD AndersonのCAR NK基盤技術へのアクセス権と、CD19をターゲットとしたCAR NK細胞療法や、B細胞成熟抗原（BCMA）をターゲットとしたCAR NK細胞療法を含む最大4つのプログラムについての開発および販売に関する独占的権利を獲得します。当社およびMD Andersonはまた、これらのCAR NKプログラムの開発をさらに進展させるための共同研究を実施します。

2019年12月 当社とTurnstone Biologics（「Turnstone社」）は、Turnstone社が有する独自のワクシニアウイルスプラットフォームを用いて幅広い種類のがんを対象とした複数の製品を開発するための戦略的共同開発契約を締結したことを公表しました。両社はTurnstone社のリードプログラムである「RIVAL-01」（TAK-605）についてグローバルで共同開発・商業化を行うとともに、今後、ワクシニアウイルスプラットフォームに基づいた追加の新規治療薬候補を特定するための共同研究も併せて実施します。

2020年2月 当社は、コントロール不良のセリアック

病の治療薬である「TAK-062 (Kuma062)」の臨床第1相試験としてのproof-of-mechanism試験(作用機序の確認試験)の結果を受け、PvP Biologics, Inc.を買収したことを公表しました。「TAK-062」は、ベストインクラスとなり得る、極めて強力なスーパーグルテナーゼ(摂取したグルテンを分解するタンパク質)であり、グルテンの摂取によって小腸に炎症や損傷がもたらされる深刻な自己免疫疾患であるセリアック病の治療薬としてコンピュータで設計されました。臨床第1相試験では、健康人とセリアック病患者の両方で「TAK-062」の安全性と忍容性を検討しました。摂取したグルテンに対するTAK-062の分解能については、健康人を対象として検討しました。当社は、本臨床第1相試験の結果を、今後の医学会において発表するため、データを提出する予定です。

(3) 設備投資・資金調達状況

当年度の有形固定資産の設備投資(有形固定資産取得ベース)金額は1,409億円であり、主に生産設備の拡充や更新、および研究開発施設の拡充などを行いました。

資金調達につきましては、前年6月にハイブリッド社債(劣後特約付社債)5,000億円を発行した一方、シンジケートローン5,000億円を返済しました。また、8月に1,404.5百万米ドル(1,502億円)の米ドル建て無担保普通社債を繰上償還し、9月に3,300百万米ドル(3,507億円)の米ドル建て無担保普通社債を償還するとともに、本年3月には700百万米ドル(774億円)の米ドル建てシンジケートローンを繰上返済しました。これらにより、本年3月末における当社連結合計での社債残高は3兆2,050億円、借入金残高は1兆8,883億円となっています。

(4) 対処すべき課題

本項に記載の内容は、2020年3月31日現在の前提に基づく将来見通し情報を含みます。

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションを追求しています。また、当社は、「誠実：公正・正直・不屈」を企業活動の根幹

に据え、「Patient(常に患者さんを中心に)」、「Trust(社会との深い信頼関係を築く)」、「Reputation(当社の評価をさらに高める)」、「Business(ビジネスを成長させる)」を優先順位とする価値観に従います。

世界の製薬産業においては、がん免疫療法や細胞療法、遺伝子治療等の新たな医療技術が登場しており、イノベーションのスピードはかつてよりも速くなっています。このような革新的な医療による成果が現れてきている一方、画期的なバイオ医薬品の研究開発費は高騰し、高齢化社会の進展等も相まって各国の医療制度は財政的課題に直面しております。このため、保険者は保険償還対象となる医薬品をより厳格に選定するようになっており、各国政府は後発品やバイオシミラーの使用を促進し、薬価引き下げの圧力を強めています。しかしながら、未だ満たされていない医療ニーズは多く存在しており、患者さんの医薬品アクセスを高め、持続可能なヘルスケアシステムを維持していくことを含め、研究開発型の製薬企業に期待される役割は大きくなっています。

このような経営環境の下、当社は、世界中の患者さんに画期的な医薬品と革新的な治療法をお届けし得る、バリュー(価値観)、すなわち当社の経営の基本精神に基づき患者さんを中心に考える、機動的でグローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業の実現に注力し、変革を続けています。2019年1月のShire社の買収は、この変革の大きな一歩となりました。本買収は、事業展開の地域バランスの改善と米国をはじめとする主要な市場における競争力の源泉となる規模をもたらし、当社は、世界の大手製薬企業と伍していける力を得ました。連結売上収益に占める米国の割合は約半数にまで高まっております。また、本買収により、消化器系疾患およびニューロサイエンス(神経精神疾患)の領域が強化され、希少疾患および血漿分画製剤の領域における主導的地位がもたらされました。さらに、本買収は、強固かつモダリティ(創薬手法)の多様な、高度に補完的なパイプラインを創出し、イノベーションにフォーカスしたR&Dエンジンを強化することにつながっています。財務面においては、キャッシュフロープロファイルの拡大により、飛躍的な進歩

事業報告

が見込まれる医療技術への投資力が向上しており、株主に対する利益の還元についてもコミットしております。

Shire社の統合は、経験豊富で多様性に富んだ当社経営陣の指揮の下、当社の価値観を尊重しながら引き続き着実に実行してまいります。患者さんや社会、株主の皆様にも長期的な価値をお届けできるよう、当社は既にOne Takedaとして事業運営を行っております。

当社は、地域戦略を着実に実行するため、「米国」、「日本」、「ヨーロッパ及びカナダ」、並びに中国、中南米、中東及びアフリカ、アジア太平洋、ロシア及びCIS(独立国家共同体)から構成される「成長新興国」の4つの地域ビジネスユニットを編成しています。このようにローカル中心のグローバル組織を構築することで、当社医薬品へのアクセス向上や患者さんが入手可能な価格設定といった各地域のニーズに迅速に対応することが可能となります。これら4つの地域ビジネスユニットに加え、専門性の高い領域であるオンコロジー(がん)、ワクチン、血漿分画製剤については、スペシャルティビジネスユニットを編成し、エンド・ツー・エンドの事業運営を行っております。

当社は、持続可能で中長期的な成長を促進するため、引き続き、以下の3つの戦略的優先事項に取り組んでまいります。

1) ビジネスエリアのフォーカス

消化器系疾患、希少疾患、血漿分画製剤、オンコロジー(がん)、ニューロサイエンス(神経精神疾患)の5つの主要ビジネスエリアにフォーカスします。

2) R&Dエンジン

当社は、患者さんを中心に考えるサイエンス主導の企業として、サイエンスから人生を変え得るような高度に革新的な医薬品を創出する取り組みを進めております。疾患領域の絞り込み、先進的なパートナーシップモデルの推進、新規メカニズムや新たな専門性への投資を通じて、R&Dエンジンを構築しております。パイオ医薬品の中でも、オンコロジー(がん)、希少疾患、ニューロサイエンス(神経精神疾患)および消化器系疾患

の4つの疾患領域に重点的に取り組むとともに、血漿分画製剤およびワクチンにもターゲットを絞った研究開発投資を行ってまいります。

当社は、今後数年にわたり、当社のパイプラインより、患者さんの標準治療の向上につながるベスト・イン・クラスもしくはファースト・イン・クラスの治療薬となり得る12の新規候補物質(14の効能)の世界での承認取得を見込んでいます。

3) 強固な財務プロファイル

当社は、利益率の中長期的な向上にフォーカスし、事業投資や負債の早期返済、株主へのキャッシュの還元のため、キャッシュフローを創出します。

当社では、純有利子負債/調整後EBITDA倍率を2021年度から2023年度の間2倍にすることを目標としております。この取り組みを加速させるため、約100億米ドルを目標にノン・コア資産の売却を進めています。

当社では、事業の計画策定および業績評価において、「実質的な成長」(Underlying Growth)の概念を採用しております。当年度と前年度の業績について、為替レートを一定として、事業等の売却影響や本業に起因しない(ノン・コア)事象による影響等を控除し算定される「実質的な成長」は、事業活動のパフォーマンスを共通の基準で比較するものであり、投資家に追加的な情報を提供できるものと考えています。

なお、上記の戦略的優先事項に加え、当社は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行する中で最優先事項として、従業員ならびに従業員とともに業務に従事して頂いている方々、従業員の家族、また地域社会の健康を守るため、あらゆる方策を講じるとともに、患者さんが必要とされる医薬品を確実にお届けできるように取り組んでおります。当社は、2020年4月に血漿分画製剤事業を営む複数社と結成したグローバルな提携体制であるCoVlg-19 Plasma Allianceに参画し、患者さん中心の価値観の下、一企業としての利益を顧みることなく、あらゆるパートナーと協働することを通じてCOVID-19の治療法開発を促進す

ることに注力しております。

また、当社は、ESGへの取り組みを一層強化してまいります。当社は、患者さんに貢献するには、より広範なグローバルコミュニティへの貢献に努めなければならないと認識しております。当社は、地球温暖化に伴う気候変動の影響を、人々の健康に大きな影響を及ぼす重要な環境課題として認識しており、2040年にバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを達成するという目標を掲げ、取り組みを加速しております。さらに、医薬品アクセス戦略やグローバルCSRプログラムを含む社会貢献プログラムに取り組み、強固なコーポレート・ガバナンスを推進してまいります。

(新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大による影響と当社の取り組み)

①当社の経営成績および財政状態に対するCOVID-19影響

当社の事業活動は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行拡大により、様々に影響を受けており、また、今後影響を受ける可能性があります。

当社は、当社製品の需要動向について注視しておりますが、当社の医薬品は病院での待機手術を要しない重篤な慢性疾患や生命を脅かす恐れのある疾患に対するものが多く、これまでのところ影響は限定的です。なお、ドナーからの血漿採取量に幾らかの減少が見られていますが、今後数カ月のうちに、一部あるいは完全に補えるほどに採取量が回復し得る複数の要素があるため、総採取量についての長期的な影響を現時点で予測することは時期尚早です。グローバルなサプライチェーンにおいては、COVID-19の大流行による製品供給の重大な混乱は発生しておらず、また、発生の可能性を現時点で予測しておりません。

事業運営においては、渡航制限や業界関連団体の集会への参加自粛、当社主催の集会の休止等、特定の事業活動を自主的に制限しております。

新たな臨床試験については、COVID-19の治療薬候補である血漿分画製剤 (CoVlg-19) を除き、臨床試験の開始を一時的に休止しております。また、すでに進行中の臨床試験については、一部の例外を除き、新たな試験実施施設の組み入れならびに新規患者さんの登録を一時的に休止しておりますが、これら臨床試験のスケジュールや申請計画に対する影響を現時点で予測することは時期尚早です。

金融市場の動向は注視を続けており、流動性や資金調達に係る問題は現在見込んでおりません。

②COVID-19影響軽減のための当社の取り組み

当社は、COVID-19の大流行に対して、3つの優先事項を中心に取り組んでおります。

1. 従業員とその家族の安全確保とヘルスケアシステムに対する影響の低減
2. 事業の継続性の維持、特に当社医薬品の患者さんへの提供
3. COVID-19を治療もしくは予防し得る医薬品の開発

当社は、COVID-19の流行拡大に伴う様々な問題に対処するため、2020年1月に、グローバル危機管理委員会を始動させ、社内外の専門家の支援のもと、様々な対策を講じております。本委員会は、チーフ グローバル コーポレート アフェアーズ オフィサーとグローバル ワクチン ビジネス ユニット プレジデントのリードのもと、機能横断のチームによって組織されています。

当社は、従業員の安全を確保する措置として、在宅勤務ポリシーの適用を開始し、これを支援するIT技術を拡充しました。テレワークのガイダンスは、医療従事者と関わる外勤の従業員も可能な限り対象として、世界中の従業員に広範囲で適用しております。また、すべての不要不急の移動を休止し、大人数での従業員の集まりを制限しています。製造施設や研究所、血漿収集センターにおいて引き続き勤務する必要のある従業員については、ウイルス感染の安全・軽減措置を強化しました。

事業の継続性の維持の側面では、当社医薬品の製造代替業者の選定を含め、適正な在庫水準を管理し、当社医薬品を患者さんに継続的に提供できる施策を整備しています。当施策は、主要な出発物質、添加剤、医薬品原料、医薬品原薬（API）ならびに製品のグローバルなサプライチェーン全体に対して適用しております。当社は、当社の医薬品を必要とされる方々に確実にお届けできるよう、引き続き状況を注視し、あらゆる必要な措置を講じて製品供給の継続性を確保してまいります。

研究開発においては、進行中の臨床試験に対する影響を最小限に抑えるため、CRO（医薬品開発業務受託機関）と連携しながら、患者さんへの治験薬の直接配送や遠隔モニタリングの方法を検証する等、様々な取り組んでおります。一方、COVID-19による重篤な合併症患者さんの治療薬候補である抗SARS-CoV-2ポリクローナル高度免疫グロブリン製剤（CoVlg-19）を除き、新たな臨床試験の開始は一時的に休止しております。

CoVlg-19のプログラムは、COVID-19に対抗する治療法を開発するという当社の取り組みの一つです。当社は、2020年4月に血漿分画製剤事業を営む複数社と結成したグローバルな提携体制であるCoVlg-19 Plasma Allianceに参画し、患者さん中心の価値観の下、一企業としての利益を顧みることなく、あらゆるパートナーと協働することを通じてCOVID-19の治療法開発を促進することに注力しております。また、当社は、社内の既存のアセットがCOVID-19の治療薬となり得るかを評価しているとともに、新たなアプローチでの治療研究を進めております。

さらに、当社は赤十字社や国連主導の組織を含む非営利団体に対する約25百万米ドルの寄付金や現物寄付を通じて、COVID-19対策を支援しております。

- ③ COVID-19の世界的な拡大に伴う事業等のリスク
当社の取り組みに関わらず、COVID-19による影響が深刻化、長期化した場合には、製品供給の滞りや、臨床試

験の遅延の拡大等、これらに限定されず、当社事業に更なる影響が及ぶ可能性があり、もしくは、適時の財務諸表の作成や情報開示その他の規制遵守が困難になる可能性があります。現時点では、COVID-19の流行拡大がどの程度続くか明らかではありませんが、COVID-19の流行拡大が減速または収束した場合であっても、当社の事業、財政状態および経営成績に対して、一定期間継続して影響が及ぶ可能性があります。中期的な業績影響も明らかではありませんが、失業者数の増加や保険支払構造の変化、政府による医療費削減施策の導入の可能性等が影響を及ぼすことが考えられます。

将来の事業等にかかるリスクを最小化するため、当社は引き続き状況を注視し、必要な対策を講じてまいります。

- ④ 2019年度実績におけるCOVID-19影響
COVID-19の世界的な流行拡大に伴う、当年度業績への影響は軽微でありました。影響を受けた各国の医薬品市場の停滞により、売上収益は幾らかのマイナス影響を受けましたが、同時に、渡航制限や集会の自粛等、特定の事業活動を自主的に制限したことにより経費使用が減少したため、利益に対する影響は限定的でした。
- ⑤ 2020年度業績予想におけるCOVID-19影響見込と前提条件
詳細につきましては、(2020年度の業績予想)をご参照ください。

(利益配分に関する基本方針)

当社は、財務的なコミットメントを果たし、ビジネスモメンタム、コストシナジー、ノン・コア資産の売却から潤沢なキャッシュ・フローを得る見通しの下に、患者さんと株主価値を最大化するよう資本を配分してまいります。

当社の資本配分に関する基本方針は次の通りです。

- レバレッジの速やかな低下
- 成長ドライバーへの投資
- 株主還元

「レバレッジの速やかな低下」につきましては、純有利子負債／調整後EBITDA倍率を2021年度から2023年度の間に2倍にすることを目標とし、投資適格格付の維持にコミットしております。「成長ドライバーへの投資」では、研究開発、中国市場におけるグローバル製品の上市、また、拡大する血漿分画製剤事業など、価値を創造する事業機会に対して規律をもって集中的な投資を行ってまいります。また、「株主還元」においては、1株当たり年間配当金180円の確立された配当方針を維持しております。当社は、成長のモメンタムは2020年度も継続し、中期に亘り加速していくことを見込んでおります。

(2020年度の業績予想)

翌年度(2020年度)の連結業績予想は以下のとおりです。

2020年度の業績予想

	2019年度	2020年度	対前年度	
売上収益	3兆2,912億円	3兆2,500億円	△412億円	△1.3%
営業利益	1,004億円	3,550億円	+2,546億円	+253.6%
税引前当期利益	△608億円	2,000億円	+2,608億円	-
当期利益 (親会社の 所有者帰属分)	442億円	600億円	+158億円	+35.6%
EPS	28円41銭	38円52銭	+10円11銭	+35.6%
Core 営業利益 ^(注)	9,622億円	9,840億円	+218億円	+2.3%
Core EPS ^(注)	387円	420円	+33円	+8.6%

(注) 2019年度に「Core Earnings」の名称を「Core 営業利益」に変更しました。なお、1. (2) ②当年度における実質的な成長の概要の「Coreと実質的な成長の定義」に記載しましたように、その定義に変更はありません。

[売上収益]

売上収益は、タケダの14のグローバル製品のモメンタムが、為替影響、事業等の売却影響ならびに独占販売期間満了に伴う影響を相殺し切れずに、当年度から412億円減収(△1.3%)の3兆2,500億円を見込んでいます。5つの主要ビジネスエリアのうち、消化器系疾患では「エンティビオ」や「タケキャブ」、オンコロジーでは「ニンラーロ」、「アドセトリス」および「ALUNBRIG」、ニューロサイエンスでは「バイバンス」や「トリンテリックス」などの主力製品が引き続き伸長

することを見込んでいます。希少疾患では、遺伝性血管浮腫の発作予防剤「TAKHZYRO」が米国および欧州においてさらに市場浸透するとともに、血漿由来の免疫疾患治療の領域では、免疫グロブリン製剤やアルブミン製剤が2桁台の成長率で貢献することを見込んでいます。

[営業利益およびCore 営業利益]

Core 営業利益は、ビジネスモメンタムとともに、コストの効率化とShire社との統合のコストシナジーが継続し、当年度から218億円の増益(+2.3%)となる9,840億円を見込んでいます。

営業利益は、主としてShire社買収の企業結合会計に係る費用と統合費用が大幅に減少することから、当年度から2,546億円増益の3,550億円を見込んでいます。当年度1,910億円となった棚卸資産の公正価値調整の費用(売上原価)は、2020年度は1,053億円の大減となる857億円を見込んでいます。また、Shire社統合費用については、当年度から454億円減少の900億円を見込んでいます。

[当期利益(親会社の所有者帰属分)]

当期利益(親会社の所有者帰属分)は、当年度から158億円増益(+35.6%)の600億円を見込んでいます。実効税率は、当年度173%(税金費用のマイナス)であったものが、税引前当期利益が大幅に増加(+2,608億円)することに加え、スイスの税制改正に伴い計上した繰延税金便益や事業構造再編費用の計上に伴う便益の一次的・一過性影響がなくなることなどにより、2020年度は約70%(税金費用)に低下する見込みです。

2020年度の業績予想の主な前提条件

	2019年度	2020年度
為替レート	1米ドル = 109円 1ユーロ = 121円 1ロシアルール = 1.7円 1ブラジルレアル = 26.9円 1中国元 = 15.7円	1米ドル = 109円 1ユーロ = 120円 1ロシアルール = 1.6円 1ブラジルレアル = 23.3円 1中国元 = 15.5円
研究開発費	△4,924億円	△4,470億円
Shire社統合費用		
販売費及び一般管理費・研究開発費 (R&Dプログラム中止費用等)	△158億円	—
その他の営業費用 (事業構造再編費用)	△1,354億円	△900億円
Shire社に係る企業結合会計影響		
売上原価 (棚卸資産の公正価値調整の売上原価処理)	△1,910億円	△857億円
売上原価 (有形固定資産の公正価値調整の償却)	△85億円	△20億円
販売費及び一般管理費・研究開発費	△25億円	7億円
製品に係る無形資産償却費 (Shire社買収関連)	△3,251億円	△3,240億円
その他の非資金性の費用		
製品に係る無形資産償却費 (旧武田薬品)	△870億円	△830億円
製品に係る無形資産減損損失	△433億円	△500億円
その他の営業収益/営業費用		
その他の営業収益	602億円	580億円
その他の営業費用 (Shire社統合費用を除く)	△1,133億円	△530億円
金融費用		
支払利息	△1,490億円	△1,330億円
その他	△160億円	△200億円
フリー・キャッシュ・フロー (公表済みの事業売却を含む)	9,680億円	6,000～7,000億円
資本的支出 (キャッシュ・フロー・ベース)	△2,177億円	△1,800～△2,300億円
有形固定資産の減価償却費及び無形資産償却費 (製品に係る無形資産償却費を除く)	△1,716億円	△1,500億円
調整後EBITDAに対する現金税金の税率 (事業売却を除く)	17.8%	10%台後半～20%台前半

重要な財務指標 (マネジメントガイダンス*)

2020年度もビジネスモメンタムが継続し、実質ベースで好調な利益成長を見込んでいます。

	2020年度
実質的な売上収益の成長	一桁台前半
実質的なCore営業利益の成長	一桁台後半
実質的なCore営業利益率	30%台前半
実質的なCore EPSの成長	10%台前半

*1. (2) ②当年度における実質的な成長の概要の「Coreと実質的な成長の定義」をご参照ください。

2020年度の業績予想およびマネジメントガイダンスのその他の前提条件

- 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的な流行拡大に伴い、当社の事業活動は前述の通り様々に影響を受けているものの、現時点までに業績に対する重大な影響は生じておりません。当社は、COVID-19は2020年度の当社業績に対して重大な影響を及ぼすことはないと思われ、現時点で入手可能な情報に基づき考えており、当社の2020年度業績予想はこの考え方を反映しています。しかしながら、COVID-19を取り巻く状況は引き続き非常に流動的であり、新規または追加的な流行拡大や、主要市場におけるロックダウンや屋内退避命令の新規の措置や延長、その他政府による対策など、2020年度中の進展によっては、当社製品の需要減少やサプライチェーンに関連する問題の発生、または臨床試験の大幅な遅延など当社事業に深刻な影響を与える可能性があります。このような事態が生じた場合、当社事業や経営成績、財政状態に追加的な影響が及び、また、当社の2020年度業績は予想から大きく乖離する可能性があります。
- 「ベルケイド」については、2020年度において、505(b)2申請に基づく皮下投与の新たな競合品の米国上市を想定しておりません。
- 事業等の売却については、公表済みの案件以外の将来の売却可能性の影響を考慮しておりません。

見通しに関する注意事項

本資料に記載の「業績予想」は、現時点で入手可能な情報と前提条件に基づく見込みであり、その実現を約束する趣旨ではございません。実際の業績は事業環境の変化や為替変動など様々な要因により変動し、異なる結果を招きうる不確実性を含んでいます。業績予想を修正すべき重大な要因が発生した場合には、速やかにご報告いたします。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31	第143期 自 2019.4. 1 至 2020.3.31
売上収益 (億円)	17,321	17,705	20,972	32,912
営業利益 (億円)	1,559	2,418	2,377	1,004
税引前当期利益 (△は損失) (億円)	1,433	2,172	1,276	△608
当期利益 (億円)	1,155	1,867	1,351	443
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,149	1,869	1,352	442
基本的1株当たり当期利益 (円)	147.15	239.35	140.61	28.41
資産合計 (億円)	43,468	41,065	137,928	128,211
資本合計 (億円)	19,490	20,174	51,860	47,275

- (注) 1. 当社グループの連結計算書類は国際会計基準(IFRS)に基づいて作成しております。
 2. Shire社の買収に伴い、第142期の連結業績には、2019年1月8日から同年3月31日までの期間における同社の業績が含まれています。
 3. 第143期において、当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、第142期の連結計算書類を遡及修正しております。

②企業集団の海外売上収益の推移

	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31	第143期 自 2019.4. 1 至 2020.3.31
海外売上収益 (億円)	10,767	11,902	15,262	26,984
企業集団の売上収益に占める海外売上収益の割合 (%)	62.2	67.2	72.8	82.0

③企業集団の研究開発費の推移

	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31	第143期 自 2019.4. 1 至 2020.3.31
研究開発費 (億円)	3,123	3,254	3,683	4,924
企業集団の売上収益に対する比率 (%)	18.0	18.4	17.6	15.0

なお、当社の財産および損益の状況の推移は次のとおりであります。

	第140期 自 2016.4. 1 至 2017.3.31	第141期 自 2017.4. 1 至 2018.3.31	第142期 自 2018.4. 1 至 2019.3.31	第143期 自 2019.4. 1 至 2020.3.31
売上高 (億円)	7,378	6,595	6,513	6,163
営業利益 (億円)	703	677	739	892
経常利益 (億円)	819	1,259	175	723
当期純利益 (億円)	1,084	1,870	882	1,306
1株当たり当期純利益 (円)	138.73	239.47	91.76	83.88
総資産 (億円)	30,931	29,486	95,346	102,893
純資産 (億円)	15,304	15,659	46,472	45,490

- (注) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を第142期から適用したため、第141期の総資産の金額を遡及修正しております。

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な事業の内容は、医薬品の研究、開発、製造および販売であります。

(7) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

重要な子会社および関連会社の状況

	会社名 (主要な事業所)	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
米 国	武田ファーマシューティカルズ USA Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	1千米国ドル (109千円)	100.0%	医薬品の販売・知的財産権の保有・グループ内の財務
	ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州ケンブリッジ)	0.1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発・販売 知的財産権の保有
	アリアド・ファーマシューティカルズ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州ケンブリッジ)	5,550米国ドル (602千円)	100.0%	医薬品の研究開発・知的財産権 の保有
	武田カリフォルニア Inc. (本社：米国 カリフォルニア州サンディエゴ)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発
	武田ワクチン Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州ケンブリッジ)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発
	米州武田開発センター Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州ケンブリッジ)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究開発
	バクスアルタ Incorporated (本社：米国 イリノイ州バンノックバーン)	10米国ドル (1千円)	100.0%	持株会社
	シャイアー・ビロファーマ LLC (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	1米国ドル	100.0%	医薬品の販売
	ダイアックス Corp. (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	215米国ドル (23千円)	100.0%	医薬品の研究開発・販売 知的財産権の保有
	Meritage ファーマ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州レキシントン)	1千米国ドル (109千円)	100.0%	医薬品の研究開発 知的財産権の保有
欧 州 お よ び カ ナ ダ	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG (本社：スイス チューリッヒ)	415万ユーロ (481百万円)	100.0%	医薬品の研究開発 日本を除く地域における 医薬品の販売統括 知的財産権の保有 全地域での製造および製品 供給の統括
	武田 GmbH (本社：ドイツ コンスタンツ)	1,090万ユーロ (1,299百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売 知的財産権の保有
	武田イタリア S.p.A. (本社：イタリア ローマ)	1,125万ユーロ (1,341百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田オーストリア GmbH (本社、工場：オーストリア リンツ)	1,486万ユーロ (1,771百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売 知的財産権の保有
	武田フランス S.A.S. (本社：フランス パリ)	324万ユーロ (386百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Pharma A/S (本社：デンマーク トストルプ) (工場：デンマーク ホープロ)	9億4,870万デンマーククローネ (15,138百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売 知的財産権の保有
	武田 AS (本社、工場：ノルウェー アスケー)	2億7,270万ノルウェークローネ (2,821百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売 知的財産権の保有

事業報告

	会社名 (主要な事業所)	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
欧州 および カナダ	英国武田 Limited (本社：英国 バッキンガムシャー)	5,000万英国ポンド (6,681百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田アイルランド Limited (本社：アイルランド キルダリー) (工場：アイルランド ブレイ、グランジ・キャッスル)	3億9,602万ユーロ (47,193百万円)	100.0%	医薬品の製造 知的財産権の保有
	欧州武田開発センター Ltd. (本社：英国 ロンドン)	80万英国ポンド (107百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	シャイアー・ファーマシューティカルズ・インターナショナル Unlimited Company (本社：アイルランド ダブリン)	49億7,453万米ドル (539,737百万円)	100.0%	持株会社
	シャイアー・ファーマシューティカルズ・アイルランド Limited (本社：アイルランド ダブリン)	100万ユーロ (119百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company (本社：アイルランド ダブリン)	20米ドル (2千円)	100.0%	グループ内の財務および 資金管理
	シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited (本社：アイルランド ダブリン)	36億6,237万米ドル (397,367百万円)	100.0%	グループ内の財務および 資金管理
	バクスアルタ GmbH (本社：スイス オプフィコン)	2万スイスフラン (2百万円)	100.0%	医薬品の研究開発・販売 知的財産権の保有
	シャイアー・ファーマシューティカルズ Limited (本社：英国 ロンドン)	72.7万英国ポンド (97百万円)	100.0%	医薬品の販売
	バクスター AG (本社：オーストリア ウィーン)	10万ユーロ (12百万円)	100.0%	医薬品の製造
	バクスアルタ・マニュファクチャリング S.à r.l. (本社：スイス ニューシャテル)	200万ユーロ (238百万円)	100.0%	医薬品の製造
	バクスアルタ・イノベーションズ GmbH (本社：オーストリア ウィーン)	3,634万ユーロ (4,330百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	シャイアー・ファーマシューティカル・デベロップメント Limited (本社：英国 ロンドン)	2億3,061万英国ポンド (30,815百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	ロシア	武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company (本社・工場：ロシア モスクワ)	2.6万ロシアルーブル (36千円)	100.0%
中南米	武田 Distribuidora Ltda. (本社：ブラジル サンパウロ)	1,133万ブラジルレアル (237百万円)	100.0%	医薬品の販売
アジア	武田(中国)投資有限公司 (本社：中国 上海)	7,500万米ドル (8,138百万円)	100.0%	中国における持株会社および 医薬品の研究開発
	武田薬品(中国)有限公司 (本社：中国 泰州)	6,160万米ドル (6,684百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田ファーマシューティカルズ韓国 Co., Ltd. (本社：韓国 ソウル)	20億韓国ウォン (178百万円)	100.0%	医薬品の販売
	アジア武田開発センター Pte. Ltd. (本社：シンガポール)	500万シンガポールドル (381百万円)	100.0%	医薬品の研究開発
	武田ワクチン Pte. Ltd. (本社：シンガポール)	3,207万シンガポールドル (2,441百万円)	100.0%	医薬品の研究開発

	会社名 (主要な事業所)	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
国内	武田コンシューマーヘルスケア株式会社 (本社：東京都千代田区)	490百万円	100.0%	医薬品の販売
	日本製薬株式会社 (本社：東京都中央区) (工場：成田市、泉佐野市)	760百万円	87.3%	医薬品の製造・販売
	シャイアー・ジャパン株式会社 (本社：東京都千代田区)	2,000百万円	100.0%	医薬品の販売
	天藤製薬株式会社 (本社：豊中市) (工場：福知山市)	96百万円	30.0%	医薬品の研究開発・製造・販売
	武田テバファーマ株式会社 (本社：名古屋市中区) (工場：高山市)	100百万円	49.0%	医薬品の研究開発・製造・販売

- (注) 1.「資本金」欄の()による日本円表示につきましては、期末日現在のレートで換算しております。
2.「当社の出資比率(%)」には子会社を通じた間接所有分を含みます。
3.当社の連結子会社(パートナーシップを含む)は328社、持分法適用関連会社は22社となっております。
4.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 当社の主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本 社	大阪市中央区道修町四丁目1番1号
グローバル本社	東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
支 店	札幌支店、東北支店(仙台市)、東京支店、横浜支店、千葉・埼玉支店(東京都)、北関東支店(東京都)、甲信越支店(東京都)、名古屋支店、大阪支店、神戸支店、京都支店、四国支店(香川県高松市)、中国支店(広島市)、九州北支店(福岡市)、九州南支店(福岡市)
工 場	大阪工場、光工場(山口県光市)
研 究 所	ニューロサイエンス創薬ユニット、消化器疾患創薬ユニット、免疫細胞エンジニアードセラピューティクス、薬剤安全性研究所、薬物動態研究所、コンピューテーショナルバイオロジー、T-CiRAディスカバリー、バイオロジクスプロセス・デベロップメント(以上、神奈川県藤沢市) プロセスケミストリー・デベロップメント、バイオロジクスプロセス・デベロップメント、セルセラピー、ドラッグプロダクト・デベロップメント、アナリティカル・デベロップメント(以上、大阪市) ワクチン技術研究部(以上、山口県光市)

事業報告

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	対前期末増減
47,495名	(減) 2,083名

(注)従業員数は就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
5,350名	(増) 59名	42.2歳	15.0年

(注)従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
シンジケートローン	1,256,523百万円
株式会社国際協力銀行	401,450百万円
農林中央金庫	80,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	50,000百万円
信金中央金庫	50,000百万円
みずほ信託銀行株式会社	30,000百万円
日本生命保険相互会社	10,000百万円

(注)シンジケートローンはJPモルガン・チェース銀行、株式会社三井住友銀行ほかを幹事とする複数の貸付人からの協調融資によるものです。

2. 当社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,500,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 1,576,373,908 株 (自己株式 169,878 株を含む。)
(3) 株主数 406,386 名
(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	125,740	7.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	84,991	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	81,195	5.15
JP MORGAN CHASE BANK 385632	47,739	3.03
日本生命保険相互会社	35,360	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	33,897	2.15
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	25,727	1.63
JP MORGAN CHASE BANK 385151	25,030	1.59
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	23,355	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	22,268	1.41

(注)持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を減じた株式数(1,576,204,030株)を基準に算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会の決議および2019年6月27日開催の第143回定時株主総会の決議ならびにこれらに基づく取締役会決議に基づき、当社取締役(社外取締役でない海外居住の取締役を除く)を対象に、役員報酬BIP信託制度を導入しております。
2020年3月31日現在において、役員報酬BIP信託にかかる信託口が所有する当社株式は合計で1,783,687株です。
- ②当社は、第138期より、取締役会の決議に基づき、当社グループ上級幹部を対象に、株式付与ESOP信託制度を導入しております。
2020年3月31日現在において、株式付与ESOP信託にかかる信託口が所有する当社株式は合計で16,569,621株です。

3. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

当社の取締役には、グローバルに事業活動を展開する当社の経営に必要な知識・経験・能力のバランスを確保するため、国籍や性別にとらわれず社内外の人材を起用しており、また、取締役の員数は、取締役会において効率的で迅速な意思決定と十分な審議による適切な経営の監督を両立できる規模としております。

また、当社は、最適な取締役選任ルールを策定し、取締役として相応しい人材を選任するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする指名委員会を設置しております。

当事業年度末における取締役の状況は次のとおりであります。

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況等
クリストフ ウェバー (Christophe Weber)	代表取締役社長	チーフ エグゼクティブ オフィサー	
岩 崎 真 人	取 締 役	ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント	
アンドリュー プランプ (Andrew Plump)	取 締 役	リサーチ&デベロップメント プレジデント	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 副社長
* コンスタンティン サルウコス (Constantine Saroukos)	取 締 役	チーフ フィナンシャル オフィサー	
坂 根 正 弘	取 締 役	取締役会議長	株式会社小松製作所 顧問
オリビエ ボユオン (Olivier Bohuon)	取 締 役		
* ジャン=リュック ブテル (Jean-Luc Butel)	取 締 役		
イアン クラーク (Ian Clark)	取 締 役		
藤 森 義 明	取 締 役		シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社 最高顧問
スティーブン ギリス (Steven Gillis)	取 締 役		アーチ・ベンチャー・パートナーズ社 マネージング ディレクター
* 国 谷 史 朗	取 締 役		弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員
志 賀 俊 之	取 締 役		株式会社INCJ代表取締役会長 (CEO)
山 中 康 彦	取 締 役 (常勤監査等委員)		
初 川 浩 司	取 締 役 (監査等委員長)		公認会計士
* 東 恵 美 子	取 締 役 (監査等委員)		東門パートナーズ社 マネージング ディレクター
* ミシェル オーシンガー (Michel Orsinger)	取 締 役 (監査等委員)		

(注) 1. *印の取締役は、2019年6月27日開催の第143回定時株主総会において、新たに選任され、就任したものであります。

- なお、このうち、取締役 国谷史朗およびジャン=リュック ブテルは同株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を辞任し、取締役(監査等委員)東恵美子およびミシェル オーシングーは同株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 坂根正弘、オリビエ ボユオン、ジャン=リュック ブテル、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、国谷史朗および志賀俊之ならびに取締役(監査等委員)初川浩司、東恵美子、ミシェル オーシングーは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 取締役(監査等委員)初川浩司は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役(監査等委員)山中康彦は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門や内部統制推進部門との連携等によって得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の活動の実効性を確保するためです。
 5. 当社は、取締役 国谷史朗の兼職先であります弁護士法人大江橋法律事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引金額が当社および同事務所の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。また、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。
 6. 上記5を除く社外役員の重要な兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。
 7. 当社は、「社外取締役の独立性に関する基準」を定め、この基準をもとに社外取締役を選任しており、社外取締役全員(すなわち社外取締役 坂根正弘、オリビエ ボユオン、ジャン=リュック ブテル、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、国谷史朗および志賀俊之ならびに社外取締役(監査等委員)初川浩司、東恵美子およびミシェル オーシングー)が株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員の要件を満たしておりますので、社外取締役全員を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
 8. 当期における指名委員会および報酬委員会の委員構成は、指名委員会につき社外取締役 坂根正弘(委員長)、社外取締役 ジャン=リュック ブテル、スティーブン ギリス、志賀俊之および社外取締役(監査等委員)ミシェル オーシングー(代表取締役社長 クリストフ ウェーバーがオブザーバーとして出席)、報酬委員会につき社外取締役(監査等委員)東恵美子(委員長)、社外取締役 オリビエ ボユオン、イアン クラークおよび藤森義明となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である取締役 坂根正弘、オリビエ ボユオン、ジャン=リュック ブテル、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、国谷史朗および志賀俊之ならびに取締役(監査等委員)山中康彦、初川浩司、東恵美子およびミシェル オーシングーとの間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

当社は、下記の「取締役報酬の基本方針」を策定し、この方針に基づいた考え方および手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しております。

取締役報酬の基本方針

1. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、当社経営の方針を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの原則(プリンシプル)に沿って、以下を基本方針としております。

- ◆ 「ビジョン2025」の実現に向けた優秀な経営陣の確保・リテンションと動機付けに資するものであること
- ◆ 常に患者さんを中心とする当社のバリュー(価値観)をさらに強固なものとする一方で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ◆ 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ◆ 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ◆ タケダイズムの不屈の精神に則り、取締役のチャレンジ精神を促すものであること
- ◆ ステークホルダーの信頼と支持を得られるよう、透明性のある適切な取締役報酬ガバナンスを確立すること

2. 報酬水準の考え方

企業価値を追求する、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業への変革を牽引し続ける人材を確保・リテンションするため、グローバルに競争力のある報酬の水準を目標とします。

取締役報酬の水準については、グローバルに事業展開する主要企業の水準を参考に決定しています。具体的には、外部調査機関の調査データを活用した上で、取締役の役職毎に、当社の競合となる主要なグローバル製薬企業の報酬水準および米国・英国・スイスの主要企業の報酬水準をベンチマークとしています。

3. 報酬の構成

■ 標準的な監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）報酬構成モデル。

■ 標準的な監査等委員でない社外取締役の報酬構成モデル。

■ 標準的な監査等委員である取締役の報酬構成モデル。

3-1. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成します。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく「賞与」と、3か年にわたる長期的な業績および当社株価に連動する「長期インセンティブプラン」（株式報酬）で構成します。当社取締役と当社株主の利益を一致させ、中長期的に企業価値の増大を目指すため、業績連動報酬のうち特に長期インセンティブプランの割合を高めています。なお、比較対象企業群や主要な産業と並ぶよう長期インセンティブプランの割合を2018年度比で増加させました。取締役報酬のうち「賞与」および「長期インセンティブプラン」は、会社の業績にあわせて変動するようその割合を高めています。グローバルに事業展開する企業の報酬構成を参考に、「賞与」は基本報酬の100%～250%程度、「長期インセンティブプラン」は基本報酬の200%～600%程度とします。

基本報酬	賞与 基本報酬の100%-250%程度*	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の200%-600%程度*
固定報酬	業績連動報酬	

* 賞与および長期インセンティブプランの基本報酬に対する割合は、ポジションに応じて決まります。

3-2. 監査等委員でない社外取締役

監査等委員でない社外取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と「長期インセンティブプラン」（株式報酬）とで構成します。長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することを求めています（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。取締役会議長、報酬委員会委員長、指名委員会委員長には、基本報酬に加えて手当が支給されます。

現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「長期インセンティブプラン」は基本報酬の100%程度を上限としております。

基本報酬 議長・委員長には、手当をあわせて支払います	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の上限100%程度
固定報酬	

3-3. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と「長期インセンティブプラン」（株式報酬）とで構成します。長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することを求めています（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。監査等委員である社外取締役に、基本報酬に加えて手当が支給されます。現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「長期インセンティブプラン」は基本報酬の100%程度を上限としております。

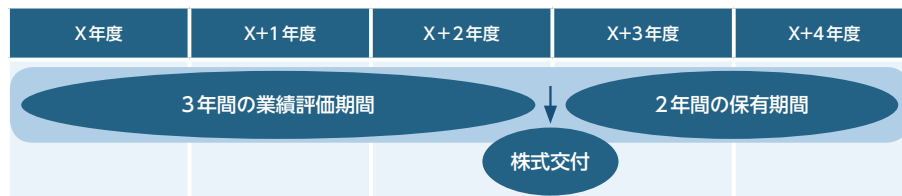
基本報酬 社外取締役に、委員会手当をあわせて支払います	長期インセンティブプラン (株式報酬) 基本報酬の上限100%程度
固定報酬	

4. 業績連動報酬

4-1. 監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)

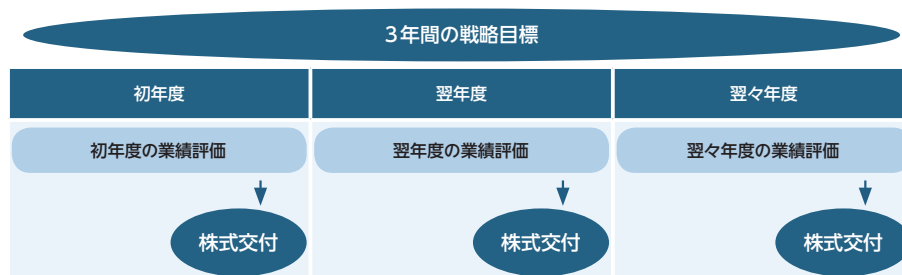
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く) の長期インセンティブプランについては、中長期的な企業価値の増大に対するコミットメントを高めるべく、60%を業績連動型株式報酬 (Performance Shares) 制度および40%を譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした仕組みを導入し、報酬と会社業績や株価との連動性を高めています。長期インセンティブプランに用いる業績指標は、最新の中長期的な業績目標 (3年度後の3月期の目標値) に連動させるとともに、透明性・客観性のある指標である連結売上収益、フリーキャッシュフロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等を採用します。なお、業績連動部分は業績指標の目標達成度等に応じて0%～200% (目標:100%) の比率で変動します。2019年度以降新たに付与される株式報酬 (業績連動型報酬も含む) については、株式が交付されてから2年間の保有期間を設けています。

各年度の業績に応じた長期インセンティブプラン (株式報酬) のイメージ



監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く) に対し、株主の期待に沿った企業戦略に直結する特別業績連動型株式報酬を状況に応じて支給することがあります。特別業績連動型株式報酬の業績指標は、3年間にわたり各年度ごとに独立して設定され、かかる株式報酬は、各年度の業績に基づき、交付または給付されます。特別業績連動型株式報酬により交付された株式については、交付後の保有期間は設定されません。

特別業績連動型株式報酬のイメージ



年次賞与

年次計画達成へのインセンティブを目的として賞与を付与します。賞与は、業績指標として採用する連結売上収益、コア・アーニングス、Core EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案して、0%～200% (目標:100%) の比率で変動します。CEOについては全社業績指標を100%としています。責任部門をもつその他の取締役については、75%を全社業績指標と連動させ、武田グループ全体の目標へ向かう原動力となるように構成しています。

4-2. 監査等委員である取締役および社外取締役

監査等委員である取締役および社外取締役の長期インセンティブプランは、会社業績に連動せず当社株価にのみ連動し、2019年度以降新たに付与される株式報酬は算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付または給付され、交付された株式については退任時までその75%を保有することが求められます（なお、2018年度以前に付与された株式報酬は退任時に交付または給付されます）。賞与の支給はありません。

役員報酬制度の全体像

		監査等委員でない取締役		監査等委員である取締役	
		社内取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
基本報酬		●	●	●	●
賞与		● ²			
長期インセンティブプラン (株式報酬)	業績連動 ¹	● ^{3,4}			
	非業績連動	● ⁴	● ⁵	● ⁵	● ⁵

*1 特別業績連動型株式報酬を含む

*2 単年度の連結売上収益、コア・アーニングス、Core EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案し、0%～200%の比率で変動

*3 3年度後の目標値に対する連結売上収益、フリーキャッシュフロー、各種収益指標、研究開発指標、統合の完結に関する評価指標等に応じ、0%～200%の比率で変動

*4 在任中

*5 算定の基礎となる基準ポイントの付与日から3年経過後に交付

当社取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外委員のみからなる、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しています。取締役の報酬水準、報酬の構成および業績連動報酬（長期インセンティブプランおよび賞与）の目標設定等は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。また、取締役会決議をもって、監査等委員でない社内取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。取締役報酬の基本方針を変更する際には、タケガイズムに則り、株主価値の創出を目指すとともに、取締役が果たすべき役割と責任に応じた報酬制度とします。

5. ガバナンス

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額（賞与および使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与を除く）につきましては次のとおりであります。

区分	支給人数	報酬等の総額*
取締役（監査等委員を除く）	14名	2,217百万円
（うち社外取締役）	（10名）	（ 320百万円）
取締役（監査等委員）	6名	178百万円
（うち社外取締役）	（ 5名）	（ 127百万円）

(注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員を除く）2名および辞任した監査等委員である社外取締役2名を含んでおります。

2. 上記の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、以下の基本報酬額および株式報酬に係る費用計上額が含まれております。

(1) 基本報酬額は、月額150百万円以内（うち社外取締役分は月額30百万円以内）（2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議による）において、役職別に定額としております。

(2) 株式報酬に係る費用計上額は、当事業年度に費用計上した額（1,555百万円（うち社外取締役分は158百万円））であります。

その内容は、

① 2017年度および2018年度に付与した株式報酬は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議に基づくものであり、この株式報酬のために拠出する金銭の上限額および上限株式数は交付対象者に応じ、次のとおりであります。

(a) 交付対象者を社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く）とするもの

当事業年度において、連続する3事業年度を対象として27億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

(b) 交付対象者を社外取締役（監査等委員である取締役を除く）とするもの

当事業年度を対象として3億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

② 2019年度に付与した株式報酬は、2019年6月27日開催の第143回定時株主総会決議に基づくものであり、この株式報酬のために拠出する金銭の上限額および上限株式数は交付対象者に応じ、次のとおりであります。

(a) 交付対象者を社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く）とするもの

当事業年度において、連続する3事業年度を対象として45億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

(b) 交付対象者を社外取締役（監査等委員である取締役を除く）とするもの

当事業年度を対象として3億円を上限として拠出（付与される株式数の上限は左記の上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数）

3. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等のうち、賞与につきましては、「取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与の支給の件」が本総会に付議され、原案どおりに承認可決された場合には、当該議案に定める賞与の支給額の上限の範囲内で支給されることとなります。賞与は会社業績等（実質的な売上収益、実質的なCore営業利益、実質的なCore EPS等）に基づき役職別に金額を算定し、本総会後、取締役会による権限委任に基づき、報酬委員会が、具体的な支給額を決定する予定であります。

4. 上記の取締役（監査等委員）の報酬等の総額には、以下の基本報酬および株式報酬に係る費用計上額が含まれております。

(1) 基本報酬額は、月額150百万円以内（2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議による）において、役職別に定額としております。

(2) 株式報酬に係る費用計上額は、当事業年度に費用計上した額（71百万円）であります。

その内容は、

① 2017年度および2018年度に付与した株式報酬は、2016年6月29日開催の第140回定時株主総会決議に基づくものであり、当事業年度を対象として、連続する2事業年度を対象として2億円を上限とする金銭を拠出し、当該上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与される株式数の上限とします。

② 2019年度に付与した株式報酬は、2019年6月27日開催の第143回定時株主総会決議に基づくものであり、当事業年度を対象として2億円を上限とする金銭を拠出し、当該上限額を各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与される株式数の上限とします。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
取締役	坂 根 正 弘	8回中 8回	－
	オリビエ ボユオン (Olivier Bohuon)	8回中 7回	－
	ジャン＝リュック ブテル (Jean-Luc Butel)	8回中 8回	4回中 3回
	イ ア ン ク ラ ー ク (Ian Clark)	8回中 7回	－
	藤 森 義 明	8回中 8回	－
	スティーブン ギリス (Steven Gillis)	8回中 8回	－
	国 谷 史 朗	8回中 8回	4回中 3回
取締役 (監査等委員)	志 賀 俊 之	8回中 8回	－
	初 川 浩 司	8回中 8回	11回中 11回
	東 恵 美 子	8回中 8回	7回中 7回
	ミシェル オーシンガー (Michel Orsinger)	8回中 8回	7回中 7回

(注) 1. 取締役 ジャン＝リュック ブテルおよび国谷史朗は2019年6月27日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任し、取締役に就任いたしましたので、出席対象となる監査等委員会は監査等委員である取締役辞任前に開催の監査等委員会となっております。
 2. 取締役 東恵美子およびミシェル オーシンガーは2019年6月27日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任いたしましたので、出席対象となる監査等委員会は監査等委員である取締役就任後に開催の監査等委員会となっております。

各氏は、取締役会において、それぞれが有する、企業経営の経験に基づく高い識見、会計、法律等の専門性の高い分野における高度な知識等に基づき議案の審議において必要な発言を適宜行いました。また、初川浩司、東恵美子およびミシェル オーシンガーならびにジャン＝リュック ブテルおよび国谷史朗は監査等委員会において、各々の専門的視点から議案の審議において必要な発言を適宜行うとともに活発に意見交換等を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	1,648百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,843百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3.「1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)」に記載の子会社のうち、海外に所在する子会社につきましては、有限責任あずさ監査法人以外の監査法人が計算関係書類の監査を行っております。

4.当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、昨年買収したShire社への監査に対する一部の報酬が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「社債発行時のコンフォートレター作成」等の業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、または、監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

[事業報告 注記]

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類〔国際会計基準〕

連結純損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	(単位:百万円)	
	金額	(ご参考) 前期金額
売上収益	3,291,188	2,097,224
売上原価	△ 1,089,764	△ 651,729
販売費及び一般管理費	△ 964,737	△ 717,599
研究開発費	△ 492,381	△ 368,298
製品に係る無形資産償却費 及び減損損失	△ 455,420	△ 178,617
その他の営業収益	60,213	159,863
その他の営業費用	△ 248,691	△ 103,159
営業利益	100,408	237,685
金融収益	27,831	16,843
金融費用	△ 165,006	△ 83,289
持分法による投資損益	△ 23,987	△ 43,627
税引前当期利益(△は損失)	△ 60,754	127,612
法人所得税費用	105,044	7,468
当期利益	44,290	135,080
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	44,241	135,192
非支配持分	49	△ 112
合計	44,290	135,080

(注) 当期において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前期の連結純損益計算書を遡及修正しております。

(ご参考) 連結純損益及びその他の包括利益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	(単位:百万円)	
	金額	(ご参考) 前期金額
当期利益	44,290	135,080
その他の包括利益		
純損益に振り替えられない項目	△ 9,910	△ 5,665
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融 資産の公正価値の変動	△ 3,512	6,000
確定給付制度の再測定	△ 6,398	△ 11,665
純損益にその後振り替え られる可能性のある項目	△ 233,799	△ 7,820
在外営業活動体の換算 差額	△ 207,072	30,976
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△ 25,689	△ 33,793
ヘッジコスト	△ 857	△ 4,909
持分法適用会社におけるそ 他の包括利益に対する持分	△ 181	△ 94
その他の包括利益合計	△ 243,709	△ 13,485
当期包括利益合計	△ 199,419	121,595
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者持分	△ 199,569	121,859
非支配持分	150	△ 264
合計	△ 199,419	121,595

(注) 1. 連結純損益及びその他の包括利益計算書については、会社法における連結計算書類には含まれておりませんが、参考資料として表示しております。

(注) 2. 当期において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前期の連結純損益及びその他の包括利益計算書を遡及修正しております。

連結財政状態計算書(2020年3月31日現在)

			(単位:百万円)		
科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
資産			負債		
非流動資産			非流動負債		
有形固定資産	1,386,370	1,331,931	社債及び借入金	4,506,487	4,766,005
のれん	4,012,528	4,240,251	その他の金融負債	399,129	240,215
無形資産	4,171,361	4,751,169	退職給付に係る負債	156,617	156,513
持分法で会計処理されている投資	107,334	108,185	未払法人所得税	54,932	61,900
その他の金融資産	262,121	191,737	引当金	37,605	33,762
その他の非流動資産	103,846	87,472	その他の非流動負債	52,793	73,882
繰延税金資産	308,102	88,991	繰延税金負債	710,147	721,456
非流動資産合計	10,351,662	10,799,736	非流動負債合計	5,917,710	6,053,733
流動資産			流動負債		
棚卸資産	759,599	919,670	社債及び借入金	586,817	984,946
売上債権及びその他の債権	757,005	741,907	仕入債務及びその他の債務	318,816	327,394
その他の金融資産	15,822	23,276	その他の金融負債	95,706	47,200
未収法人所得税等	27,916	7,212	未払法人所得税	182,738	150,698
その他の流動資産	114,196	109,666	引当金	405,245	388,722
現金及び現金同等物	637,614	702,093	その他の流動負債	499,386	439,055
売却目的で保有する資産	157,280	489,213	売却目的で保有する 資産に直接関連する負債	87,190	215,034
流動資産合計	2,469,432	2,993,037	流動負債合計	2,175,898	2,553,049
資産合計	12,821,094	13,792,773	負債合計	8,093,608	8,606,782
			資本		
			資本金	1,668,123	1,643,585
			資本剰余金	1,680,287	1,650,232
			自己株式	△ 87,463	△ 57,142
			利益剰余金	1,369,972	1,595,431
			その他の資本の構成要素	92,564	349,879
			親会社の所有者に帰属 する持分	4,723,483	5,181,985
			非支配持分	4,003	4,006
			資本合計	4,727,486	5,185,991
			負債及び資本合計	12,821,094	13,792,773

(注) 当期において当社グループはShire社買収により取得した資産および引き受けた負債について取得対価の配分を完了しました。この結果、前期の連結財政状態計算書を遡及修正しております。

計算書類

貸借対照表(単体) (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
流動資産	543,165	815,299	流動負債	1,166,107	1,208,765
現金及び預金	91,198	303,808	買掛金	50,412	44,112
受取手形	—	1,830	未払金	124,584	161,571
売掛金	145,056	141,762	未払費用	57,177	58,208
有価証券	71,791	64,982	短期借入金	208,947	646,287
商品及び製品	30,195	36,814	1年内償還予定の社債	471,896	60,000
仕掛品	28,905	29,476	1年内返済予定の長期借入金	109,915	60,000
原材料及び貯蔵品	17,861	23,365	預り金	59,126	137,637
未収法人税等	18,157	4,389	賞与引当金	20,528	19,826
関係会社短期貸付金	8,890	110,634	株式給付引当金	2,453	1,833
その他	131,138	98,264	役員賞与引当金	1,258	633
貸倒引当金	△ 26	△ 25	事業構造再編引当金	11,069	3,436
固定資産	9,746,139	8,719,346	その他の引当金	681	614
有形固定資産	177,464	202,775	その他	48,061	14,608
建物及び構築物	97,145	124,143	固定負債	4,574,197	3,678,709
機械及び装置	21,901	29,974	社債	1,665,863	1,652,027
車両運搬具	25	31	長期借入金	2,866,399	1,990,874
工具、器具及び備品	8,223	7,841	退職給付引当金	6,407	5,028
土地	35,143	33,477	スモン訴訟填補引当金	989	1,066
リース資産	1,461	1,643	株式給付引当金	2,278	2,031
建設仮勘定	13,566	5,666	事業構造再編引当金	5,761	6,732
無形固定資産	16,957	18,540	資産除去債務	4,311	2,748
投資その他の資産	9,551,718	8,498,031	長期前受収益	7,295	12,522
投資有価証券	51,042	70,272	その他	14,894	5,681
関係会社株式	9,273,016	8,277,521	負債の部合計	5,740,304	4,887,474
関係会社出資金	32,932	30,896	株主資本	4,481,111	4,614,423
長期預け金	5,116	5,148	資本金	1,668,123	1,643,585
前払年金費用	37,165	38,434	資本剰余金	1,654,217	1,629,680
繰延税金資産	143,358	64,835	資本準備金	1,654,217	1,629,679
その他	9,090	10,926	その他資本剰余金	0	1
貸倒引当金	△ 1	△ 1	利益剰余金	1,246,205	1,398,272
資産の部合計	10,289,304	9,534,645	利益準備金	15,885	15,885
			その他利益剰余金	1,230,320	1,382,387
			退職給与積立金	5,000	5,000
			配当準備積立金	11,000	11,000
			研究開発積立金	2,400	2,400
			設備更新積立金	1,054	1,054
			輸出振興積立金	434	434
			固定資産圧縮積立金	26,659	29,120
			別途積立金	814,500	814,500
			繰越利益剰余金	369,273	518,879
			自己株式	△ 87,434	△ 57,114
			評価・換算差額等	66,589	31,421
			その他有価証券評価差額金	18,719	26,814
			繰延ヘッジ損益	47,870	4,607
			新株予約権	1,300	1,327
			純資産の部合計	4,549,000	4,647,171
			負債及び純資産の部合計	10,289,304	9,534,645

損益計算書(単体)

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金 額	(単位:百万円)
		(ご参考) 前期金額
売上高	616,288	651,347
売上原価	243,100	285,681
売上総利益	373,188	365,666
販売費及び一般管理費	284,035	291,801
営業利益	89,153	73,865
営業外収益	101,764	28,518
受取利息及び配当金	81,570	17,486
その他	20,194	11,032
営業外費用	118,665	84,869
支払利息及び社債利息	90,123	28,550
買収関連費用	—	38,667
その他	28,542	17,652
経常利益	72,252	17,514
特別利益	40,622	53,322
投資有価証券売却益	24,921	34,591
関係会社株式売却益	—	2,926
固定資産売却益	15,701	8,030
補助金収入	—	7,775
特別損失	66,756	12,541
事業構造再編費用	50,029	12,541
関係会社清算損	16,727	—
税引前当期純利益	46,118	58,295
法人税、住民税及び事業税	△ 2,335	△ 25,179
法人税等調整額	△ 82,173	△ 4,757
当期純利益	130,626	88,231

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

武田薬品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目加田 雅 洋 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 中 浩 哲 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 直 弘 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、武田薬品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、武田薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表

示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

武田薬品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目加田雅洋 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中浩哲 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田直弘 ①

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、武田薬品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、

不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役および有限責任 監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従って、内部監査部門、内部統制推進部門およびその他の関係部門と連携の上、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な審議・報告資料等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から、事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

武田薬品工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 初川 浩司 ㊞

監査等委員 山中 康彦 ㊞

監査等委員 東 恵美子 ㊞

監査等委員 ミシェル オーシinger ㊞

(注) 監査等委員 初川浩司、東恵美子およびミシェル オーシingerは、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券	繰延ヘッジ損益			評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(※)	利益剰余金合計							
2019年4月1日残高	1,643,585	1,629,679	1	1,629,680	15,885	1,382,387	1,398,272	(-) 57,114	4,614,423	26,814	4,607	31,421	1,327	4,647,171
当期中の変動額														
新株の発行	24,538	24,538		24,538					49,076					49,076
剰余金の配当						(-) 282,693	(-) 282,693		(-) 282,693					(-) 282,693
固定資産圧縮積立金の取崩									-					-
当期純利益						130,626	130,626		130,626					130,626
自己株式の取得								(-) 52,749	(-) 52,749					(-) 52,749
自己株式の処分			(-) 1	(-) 1				22,429	22,428					22,428
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)									-	(-) 8,095	43,263	35,168	(-) 27	35,141
当期中の変動額合計	24,538	24,538	(-) 1	24,537	-	(-) 152,067	(-) 152,067	(-) 30,320	(-) 133,312	(-) 8,095	43,263	35,168	(-) 27	(-) 98,171
2020年3月31日残高	1,668,123	1,654,217	0	1,654,217	15,885	1,230,320	1,246,205	(-) 87,434	4,481,111	18,719	47,870	66,589	1,300	4,549,000

(※) その他利益剰余金の内訳

	退職給与積立金	配当準備積立金	研究開発積立金	設備更新積立金	輸出振興積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2019年4月1日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	29,120	814,500	518,879	1,382,387
当期中の変動額									
新株の発行									-
剰余金の配当								(-) 282,693	(-) 282,693
固定資産圧縮積立金の取崩						(-) 2,461		2,461	-
当期純利益								130,626	130,626
自己株式の取得									-
自己株式の処分									-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)									-
当期中の変動額合計	-	-	-	-	-	(-) 2,461	-	(-) 149,606	(-) 152,067
2020年3月31日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	26,659	814,500	369,273	1,230,320

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 15～50年

機械装置 4～15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、償却期間は利用可能期間に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、受取手形、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額から企業年金基金制度に係る年金資産の公正価値の見込額を差し引いた金額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額を、それぞれその発生した事業年度から費用処理することとしております。

- (5) スモン訴訟填補引当金は、今後の健康管理手当および介護費用等の支払いに備えるため、事業年度末現在の当社関係の和解者を対象に、1979年9月、スモンの会全国連絡協議会等との間で締結された和解に関する確認書および成立した和解の内容に従って算出した額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金は、株式交付規則に基づく取締役および従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。
- (7) 事業構造再編引当金は、研究開発体制の変革およびShire社との統合により今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理により、金利スワップ取引については特例処理要件を満たしている場合は特例処理によっております。

②ヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジ方針

短期変動金利に連動する、将来の金融損益に係るキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。為替変動に連動する、将来のキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、為替予約取引等を利用しております。また、在外子会社への投資の為替変動リスクに対して、外貨建借入金及び社債等をヘッジ手段としております。これらのヘッジ取引は、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規定に基づき行っております。

③ヘッジ有効性評価の方法

事前テストは回帰分析等の統計的手法、事後テストは比率分析により実施しております。なお、取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高い場合は、有効性の判定を省略しております。

(2) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 396,837 百万円

2. 偶発債務
(債務保証)

以下に記載するものについての社債の償還、不動産リース契約に基づく賃借料支払・無形固定資産購入に係る支払およびShire社の子会社が発行している社債および為替に関するデリバティブ取引に対する保証をShire社に代わり当社が引継いだ債務等に対し保証を行っております。

武田薬品工業(株)従業員	65 百万円
シャイアー LLC	958,142 百万円 (8,831 百万ドル)
シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company	955,396 百万円 (8,805 百万ドル)
バクスアルタ Incorporated	166,902 百万円 (1,539 百万ドル)
ファーマ・インターナショナル・インシュランス Designated Activity Company	49,174 百万円 (454 百万ドル)
ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.	29,434 百万円 (272 百万ドル)
シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited	9,138 百万円 (85 百万ドル)
英国武田 Limited	200 百万円 (2 百万ポンド)
武田 Pharma, S.A.	59 百万円 (35 百万アルゼンチンペソ)
武田 S.A.S Columbia	55 百万円 (500 千ドル)

(訴訟)

重要な訴訟案件等については、「連結注記表 [連結財政状態計算書に関する注記] 3. 偶発負債 (2) 訴訟」の以下の項目をご参照下さい。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

- ① アクトス
- ② プロトンポンプ阻害薬製造物責任訴訟

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	118,167 百万円
長期金銭債権	2,121 百万円
短期金銭債務	340,644 百万円
長期金銭債務	1,096,251 百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	103,061 百万円
仕入高	42,098 百万円
その他	39,731 百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	87,547 百万円
営業外費用	15,831 百万円
特別利益	15,701 百万円
資産譲渡高	15,946 百万円
資産購入高	1,168,584 百万円

2. 研究開発費

110,108 百万円

3. 特別利益

(投資有価証券売却益)

投資有価証券売却益は、主に(株)メディパルホールディングスの株式を売却したことによるものであります。

(固定資産売却益)

固定資産売却益は、グループの事業再編に関連して、子会社に特許権を売却したことにより認識したものであります。

4. 特別損失

(事業構造再編費用)

効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用を特別損失に計上しております。主な内訳は、湘南ヘルスイノベーションパークの信託設定に伴う有形固定資産の減損損失であります。

用途	種類	場所	金額
研究設備	建物及び構築物	神奈川県藤沢市	22,419百万円

上記の減損損失は、湘南ヘルスイノベーションパークを信託設定する決定に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識したことによるものであります。

これらの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については合理的に算定された価格に基づいております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

18,523千株

[関連当事者との取引に関する注記]

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャイアー LLC	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	958,142百万円	—	—
子会社	シャイアー Limited	所有 間接100.0%	出資	増資の引受 (注2)	199,165百万円	—	—
子会社	シャイアー・アクイジションズ・インベストメント・アイルランド Designated Activity Company	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	955,396百万円	—	—
子会社	バクスアルタ Incorporated	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	166,902百万円	—	—
子会社	バクスアルタ US Inc.	所有 間接100.0%	出資	子会社株式の取得 (注3)	862,789百万円	—	—
子会社	武田ファイナンスング合同会社	所有 間接100.0%	資金取引	グループ間の資金借入 (注4)	633,605百万円	長期借入金	633,990百万円
				支払利息	388百万円	—	—
子会社	シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited	所有 間接100.0%	資金取引	グループ間の資金借入 (注4)	501,944百万円	短期借入金	44,286百万円
				支払利息	6,976百万円	長期借入金	462,260百万円
				—	—	未払借入金利息	9百万円
子会社	シャイアー・アイルランド・インベストメント Limited	所有 間接100.0%	資金取引	無形固定資産の購入 (注5)	305,795百万円	—	—
				増資の引受 (注6)	320,293百万円	—	—
子会社	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG	所有 直接100.0%	医薬品の販売	グループ間の資金借入 (注4)	216,186百万円	短期借入金	145,847百万円
				支払利息	87百万円	未払借入金利息	36百万円
				固定資産売却益	15,701百万円	—	—
				増資の引受 (注5)	305,842百万円	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)

債務保証は、社債の償還を保証するものであります。なお、保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2)

シャイアー Limitedに対する増資の引受は、主にシャイアー Limitedの債務引受による現物出資によるものであります。

(注3)

バクスアルタ US Inc. から、同社の完全子会社であったバクスアルタ・ホールディング B.V. の株式100%を取得したものであります。

(注4)

資金借入および資金貸付の利息率は、市場金利を勘案して協議の上、合理的に決定しております。

(注5)

武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AGに対する増資の引受は、主にシャイアー・アイルランド・インベストメント Limitedより購入した無形固定資産の現物出資によるものであります。

(注6)

シャイアー・アイルランド・インベストメント Limitedに対する増資の引受は、保有するシャイアー・ノースアメリカン・グループ Inc. 株式の現物出資によるものであります。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,919円21銭
2. 1株当たり当期純利益	83円88銭

別紙3 武田薬品の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

以下では、「武田薬品工業株式会社」と記載している箇所を除き、武田薬品工業株式会社もしくはその関係会社のいずれか、または武田薬品グループを総称して「武田薬品」といいます。

1. 武田薬品は、2020年4月24日、欧州で販売する一般用医薬品及び医療用医薬品ポートフォリオの一部、並びにデンマーク及びポーランドに所在する2つの製造拠点を、Orifarm社に、一定のクロージング条件を満たし、必要な規制上のクリアランスの取得を前提に、最大約6.7億米ドルで譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とOrifarm社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しOrifarm社に供給します。本取引は、製造拠点、製品の権利及び関連する従業員の移転を含んでおり、2021年3月末までの完了を見込んでおります。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
2. 2020年5月28日、欧州委員会は、武田薬品工業株式会社によるShire plc買収に関する競争法上のクリアランス取得の条件であったパイプラインSHP647及び関連する権利（以下「SHP647」といいます。）の売却に関する武田薬品工業株式会社の義務について、解除することを決定しました。SHP647に関連する資産及び負債は、2020年3月31日時点の連結財政状態計算書において、当該売却の義務に基づき、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債として表示されております。武田薬品は、このたびの欧州委員会の決定により、関連する資産及び負債の売却目的保有への分類を中止するとともに、臨床試験プログラムの中止コストなど将来発生が見込まれるSHP647の関連費用に対する負債の見積金額を見直した結果、2021年3月期第1四半期の営業利益への影響として60,179百万円の収益を計上しました。
3. 武田薬品は、2020年6月11日、アジア・パシフィックの国々のみで販売する一部の一般用医薬品及び医療用医薬品を、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、総額最大278百万米ドルでCelltrion社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とCelltrion社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しCelltrion社に供給します。Celltrion社は、本契約に基づき、対象国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、2020年11月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
4. 武田薬品工業株式会社は、2020年7月9日、米ドル建無担保普通社債7,000百万米ドル及びユーロ建無担保普通社債3,600百万ユーロ（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行しました。また、本社債の発行により調達した資

金により、同年7月10日に、2019年におけるShire plcの買収に関連して調達したシンジケート・タームローン（2021年3月期第1四半期末残高：3,250百万米ドル及び3,019百万ユーロ）を繰上返済するとともに、同年8月3日に、2016年9月発行の米ドル建無担保普通社債のうち2,400百万米ドル及び2018年11月発行のユーロ建無担保普通社債のうち1,250百万ユーロを繰上償還しました。これらの繰上返済及び繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

発行した本社債の概要は以下のとおりです。

米ドル建無担保普通社債

(i)社債総額	7,000 百万米ドル
(ii)利率	年 2.050~3.375%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 米ドルにつき 99.225 米ドル~99.404 米ドル
(iv)償還期日	2030年3月31日~2060年7月9日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	なし

ユーロ建無担保普通社債

(i)社債総額	3,600 百万ユーロ
(ii)利率	年 0.750~2.000%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 ユーロにつき 98.650 ユーロ~99.630 ユーロ
(iv)償還期日	2027年7月9日~2040年7月9日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	ニューヨーク証券取引所に上場

5. 武田薬品工業株式会社は、2020年8月24日、日本国内を中心としてコンシューマーヘルスケア事業を展開する連結子会社の武田コンシューマーヘルスケア株式会社の全株式を、Blackstone社に2,420億円（注）で譲渡する契約を締結したことを公表しました。本株式譲渡は、一定の法律上・規制上のクローズング条件を満たすことを前提に、2021年3月31日までに成立する予定です。武田薬品

は、本株式譲渡が実行され成立した場合、約 1,400 億円の株式売却益（税引前）を認識する見込みです。

（注）実際の譲渡価額は、純有利子負債や運転資本等に係る調整を行い確定しません。

6. 武田薬品は、2020 年 9 月 8 日、主に欧州及びカナダにおいて販売する一部の医療用医薬品について、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、約 562 百万米ドルで Cheplapharm 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。本取引は、2020 年 12 月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
7. 武田薬品は、2020 年 9 月 16 日、フィブリノゲン配合組織接着・閉鎖パッチ剤 TachoSil について、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、350 百万ユーロで Corza Health 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品と Corza Health 社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造し Corza Health 社に供給します。Corza Health 社は、本契約に基づき、TachoSil 並びに TachoSil の開発及び販売に関する権利を取得します。本取引は、2021 年 1 月に完了しました。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。なお、2019 年 5 月に公表したとおり、武田薬品は TachoSil を Johnson & Johnson グループの Ethicon 社に譲渡することで合意しましたが、欧州委員会による独占禁止法上の懸念が生じた結果、武田薬品及び Ethicon 社は 2020 年 4 月、当該譲渡契約を終了することで合意しました。
8. 武田薬品工業株式会社は、2020 年 10 月 1 日付けにて、完全子会社であるシャイアー・ジャパン株式会社を吸収合併しました。本取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
9. 武田薬品は、2020 年 12 月 21 日、中国で販売している一部の医療用医薬品ポートフォリオを、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、322 百万米ドルで中国合肥市肥東県が出資し、Ray Capital が設立した Hasten 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品と Hasten 社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造し Hasten 社に供給します。Hasten 社は、本契約に基づき、中国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、関連する従業員の移籍を含んでおり、2021 年 6 月末までの完了を見込んでおります。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

10. 武田薬品は、2021年1月22日、米ドル建無担保普通社債900百万米ドルを、2021年9月23日の償還期日に先立ち繰上償還しました。本社債は、2016年9月に発行され、Shire社の買収により引き継いだものであります。また、2021年1月25日において、武田薬品は、米ドル建無担保普通社債1,250百万米ドルおよび300百万米ドルを、2021年11月26日および2022年1月18日の償還期日に先立ち繰上償還する旨を、社債権者に通知しました。本社債は、2018年11月および2017年7月に発行されたものであり、それぞれ2021年2月26日および2021年2月25日に繰上償還する予定であります。これらの繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書類の変更事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号に基づく
変更後の事項の開示)

2021 年 3 月 31 日
武田薬品不動産株式会社

2021年3月31日

吸収合併に関する事前開示書類の変更事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項第6号に基づく
変更後の事項の開示)

東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
武田薬品不動産株式会社
代表取締役社長 山本康久

武田薬品不動産株式会社（以下「当会社」といいます。）は、武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当会社を吸収合併消滅会社とし、武田薬品を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことに関して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書類」といいます。）を備置しておりますが、今般、その記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

本事前開示書類の「別紙3」の内容を、別添のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております。）。

以 上

別紙3 武田薬品工業株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(変更前)

1. 武田薬品は、2020年4月24日、欧州で販売する一般用医薬品及び医療用医薬品ポートフォリオの一部、並びにデンマーク及びポーランドに所在する2つの製造拠点を、Orifarm社に、一定のクロージング条件を満たし、必要な規制上のクリアランスの取得を前提に、最大約6.7億米ドルで譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とOrifarm社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しOrifarm社に供給します。本取引は、製造拠点、製品の権利及び関連する従業員の移転を含んでおり、2021年3月末までの完了を見込んでおります。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
2. 2020年5月28日、欧州委員会は、武田薬品工業株式会社によるShire plc買収に関する競争法上のクリアランス取得の条件であったパイプラインSHP647及び関連する権利（以下「SHP647」といいます。）の売却に関する武田薬品工業株式会社の義務について、解除することを決定しました。SHP647に関連する資産及び負債は、2020年3月31日時点の連結財政状態計算書において、当該売却の義務に基づき、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債として表示されております。武田薬品は、このたびの欧州委員会の決定により、関連する資産及び負債の売却目的保有への分類を中止するとともに、臨床試験プログラムの中止コストなど将来発生が見込まれるSHP647の関連費用に対する負債の見積金額を見直した結果、2021年3月期第1四半期の営業利益への影響として60,179百万円の収益を計上しました。
3. 武田薬品は、2020年6月11日、アジア・パシフィックの国々のみで販売する一部の一般用医薬品及び医療用医薬品を、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、総額最大278百万米ドルでCelltrion社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とCelltrion社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しCelltrion社に供給します。Celltrion社は、本契約に基づき、対象国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、2020年11月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
4. 武田薬品工業株式会社は、2020年7月9日、米ドル建無担保普通社債7,000百万米ドル及びユーロ建無担保普通社債3,600百万ユーロ（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行しました。また、本社債の発行により調達した資金により、同年7月10日に、2019年におけるShire plcの買収に関連して調達したシンジケート・ターム

ローン（2021年3月期第1四半期末残高：3,250百万米ドル及び3,019百万ユーロ）を繰上返済するとともに、同年8月3日に、2016年9月発行の米ドル建無担保普通社債のうち2,400百万米ドル及び2018年11月発行のユーロ建無担保普通社債のうち1,250百万ユーロを繰上償還しました。これらの繰上返済及び繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

発行した本社債の概要は以下のとおりです。

米ドル建無担保普通社債

(i)社債総額	7,000 百万米ドル
(ii)利率	年 2.050~3.375%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 米ドルにつき 99.225 米ドル~99.404 米ドル
(iv)償還期日	2030年3月31日~2060年7月9日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	なし

ユーロ建無担保普通社債

(i)社債総額	3,600 百万ユーロ
(ii)利率	年 0.750~2.000%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 ユーロにつき 98.650 ユーロ~99.630 ユーロ
(iv)償還期日	2027年7月9日~2040年7月9日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	ニューヨーク証券取引所に上場

5. 武田薬品工業株式会社は、2020年8月24日、日本国内を中心としてコンシューマーヘルスケア事業を展開する連結子会社の武田コンシューマーヘルスケア株式会社の全株式を、Blackstone社に2,420億円（注）で譲渡する契約を締結したことを公表しました。本株式譲渡は、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、2021年3月31日までに成立する予定です。武田薬品は、本株式譲渡が実行され成立した場合、約1,400億円の株式売却益（税引前）を認識する見込みです。

（注）実際の譲渡価額は、純有利子負債や運転資本等に係る調整を行い確定します。

6. 武田薬品は、2020年9月8日、主に欧州及びカナダにおいて販売する一部の医療用医

薬品について、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、約 562 百万米ドルで Cheplapharm 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。本取引は、2020 年 12 月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

7. 武田薬品は、2020 年 9 月 16 日、フィブリノゲン配合組織接着・閉鎖パッチ剤 TachoSil について、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、350 百万ユーロで Corza Health 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品と Corza Health 社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造し Corza Health 社に供給します。Corza Health 社は、本契約に基づき、TachoSil 並びに TachoSil の開発及び販売に関する権利を取得します。本取引は、2021 年 3 月末までの完了を見込んでおります。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。なお、2019 年 5 月に公表したとおり、武田薬品は TachoSil を Johnson & Johnson グループの Ethicon 社に譲渡することで合意しましたが、欧州委員会による独占禁止法上の懸念が生じた結果、武田薬品及び Ethicon 社は 2020 年 4 月、当該譲渡契約を終了することで合意しました。
8. 武田薬品工業株式会社は、2020 年 10 月 1 日付けにて、完全子会社であるシャイアー・ジャパン株式会社を吸収合併しました。本取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
9. 武田薬品は、2020 年 12 月 21 日、中国で販売している一部の医療用医薬品ポートフォリオを、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、322 百万米ドルで中国合肥市肥東県が出資し、Ray Capital が設立した Hasten 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品と Hasten 社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造し Hasten 社に供給します。Hasten 社は、本契約に基づき、中国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、関連する従業員の移籍を含んでおり、2021 年 6 月末までの完了を見込んでおります。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
10. 武田薬品は、2021 年 1 月 22 日、米ドル建無担保普通社債 900 百万米ドルを、2021 年 9 月 23 日の償還期日に先立ち繰上償還しました。本社債は、2016 年 9 月に発行され、Shire 社の買収により引き継いだものであります。また、2021 年 1 月 25 日において、武田薬品工業株式会社は、米ドル建無担保普通社債 1,250 百万米ドルおよび 300 百万米ドルを、2021 年 11 月 26 日および 2022 年 1 月 18 日の償還期日に先立ち繰上償還する旨を、社債権者に通知しました。本社債は、2018 年 11 月及び 2017 年 7 月に発行されたものであり、それぞれ 2021 年 2 月 26 日および 2021 年 2 月 25 日に繰上償還

する予定であります。これらの繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

(変更後)

1. 武田薬品は、2020年4月24日、欧州で販売する一般用医薬品及び医療用医薬品ポートフォリオの一部、並びにデンマーク及びポーランドに所在する2つの製造拠点を、Orifarm社に、一定のクロージング条件を満たし、必要な規制上のクリアランスの取得を前提に、最大約6.7億米ドルで譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とOrifarm社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しOrifarm社に供給します。本取引は、製造拠点、製品の権利及び関連する従業員の移転を含んでおり、2021年3月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
2. 2020年5月28日、欧州委員会は、武田薬品工業株式会社によるShire plc買収に関する競争法上のクリアランス取得の条件であったパイプラインSHP647及び関連する権利（以下「SHP647」といいます。）の売却に関する武田薬品工業株式会社の義務について、解除することを決定しました。SHP647に関連する資産及び負債は、2020年3月31日時点の連結財政状態計算書において、当該売却の義務に基づき、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債として表示されております。武田薬品は、このたびの欧州委員会の決定により、関連する資産及び負債の売却目的保有への分類を中止するとともに、臨床試験プログラムの中止コストなど将来発生が見込まれるSHP647の関連費用に対する負債の見積金額を見直した結果、2021年3月期第1四半期の営業利益への影響として60,179百万円の収益を計上しました。
3. 武田薬品は、2020年6月11日、アジア・パシフィックの国々のみで販売する一部の一般用医薬品及び医療用医薬品を、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、総額最大278百万米ドルでCelltrion社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とCelltrion社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しCelltrion社に供給します。Celltrion社は、本契約に基づき、対象国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、2020年11月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
4. 武田薬品工業株式会社は、2020年7月9日、米ドル建無担保普通社債7,000百万米ドル及びユーロ建無担保普通社債3,600百万ユーロ（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行しました。また、本社債の発行により調達した資金により、同年7月10日に、2019年におけるShire plcの買収に関連して調達したシンジケート・タームローン（2021年3月期第1四半期末残高：3,250百万米ドル及び3,019百万ユーロ）を繰上返済するとともに、同年8月3日に、2016年9月発行の米ドル建無担保普通社債のうち2,400百万米ドル及び2018年11月発行のユーロ建無担保普通社債のうち1,250百万ユーロを繰上償還しました。これらの繰上返済及び繰上償還が連結純損益

計算書に与える重要な影響はありません。
発行した本社債の概要は以下のとおりです。

米ドル建無担保普通社債

(i)社債総額	7,000 百万米ドル
(ii)利率	年 2.050~3.375%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 米ドルにつき 99.225 米ドル~99.404 米ドル
(iv)償還期日	2030 年 3 月 31 日~2060 年 7 月 9 日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	なし

ユーロ建無担保普通社債

(i)社債総額	3,600 百万ユーロ
(ii)利率	年 0.750~2.000%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 ユーロにつき 98.650 ユーロ~99.630 ユーロ
(iv)償還期日	2027 年 7 月 9 日~2040 年 7 月 9 日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	ニューヨーク証券取引所に上場

5. 武田薬品工業株式会社は、2020 年 8 月 24 日、日本国内を中心としてコンシューマーヘルスケア事業を展開する連結子会社の武田コンシューマーヘルスケア株式会社の全株式を、Blackstone 社に 2,420 億円（注）で譲渡する契約を締結したことを公表しました。本株式譲渡は、2021 年 3 月に完了しました。武田薬品は、2021 年 3 月期の連結純損益計算書において、約 1,400 億円の株式売却益（税引前）を認識します。

（注）実際の譲渡価額は、純有利子負債や運転資本等に係る調整を行い確定します。

6. 武田薬品は、2020 年 9 月 8 日、主に欧州及びカナダにおいて販売する一部の医療用医薬品について、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、約 562 百万米ドルで Cheplapharm 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。本取引は、2020 年 12 月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

7. 武田薬品は、2020年9月16日、フィブリノゲン配合組織接着・閉鎖パッチ剤 TachoSil について、一定の法律上・規制上のクローリング条件を満たすことを前提に、350 百万ユーロで Corza Health 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品と Corza Health 社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造し Corza Health 社に供給します。Corza Health 社は、本契約に基づき、TachoSil 並びに TachoSil の開発及び販売に関する権利を取得します。本取引は、2021年1月に完了しました。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。なお、2019年5月に公表したとおり、武田薬品は TachoSil を Johnson & Johnson グループの Ethicon 社に譲渡することで合意しましたが、欧州委員会による独占禁止法上の懸念が生じた結果、武田薬品及び Ethicon 社は 2020年4月、当該譲渡契約を終了することで合意しました。
8. 武田薬品工業株式会社は、2020年10月1日付けにて、完全子会社であるシャイアー・ジャパン株式会社を吸収合併しました。本取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
9. 武田薬品は、2020年12月21日、中国で販売している一部の医療用医薬品ポートフォリオを、一定の法律上・規制上のクローリング条件を満たすことを前提に、322 百万米ドルで中国合肥市肥東県が出資し、Ray Capital が設立した Hasten 社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品と Hasten 社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造し Hasten 社に供給します。Hasten 社は、本契約に基づき、中国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、関連する従業員の移籍を含んでおり、2021年6月末までの完了を見込んでおります。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
10. 武田薬品は、2021年1月22日、米ドル建無担保普通社債 900 百万米ドルを、2021年9月23日の償還期日に先立ち繰上償還しました。本社債は、2016年9月に発行され、Shire 社の買収により引き継いだものであります。また、2021年1月25日において、武田薬品工業株式会社は、米ドル建無担保普通社債 1,250 百万米ドルおよび 300 百万米ドルを、2021年11月26日および 2022年1月18日の償還期日に先立ち繰上償還する旨を、社債権者に通知しました。本社債は、2018年11月及び 2017年7月に発行されたものであり、それぞれ 2021年2月26日および 2021年2月25日に繰上償還しました。これらの繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
11. 武田薬品工業株式会社は、2021年2月26日、糖尿病治療薬 4 剤について、帝人ファーマ株式会社に販売を移管するとともに、日本における製造販売承認及びこれに関連する資産を 1,330 億円（注）で譲渡することを決定し、帝人株式会社及び帝人

ファーマ株式会社との間で資産譲渡契約を締結したことを公表しました。本資産譲渡は、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、2021年4月1日までに成立する予定です。武田薬品は、2022年3月期の連結純損益計算書において、税引前当期利益に対する増益影響として約1,300億円を計上する見込みです。

(注) 本資産譲渡の価額には製品在庫の譲渡価額が含まれております。また、本資産譲渡の価額は、本資産譲渡の実行日時点での製品在庫の金額により調整が行われます。

以 上